

第四十八回国会 大蔵委員会 議 録 第三十八号

昭和四十年五月十二日(水曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君

理事 藤井 勝志君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

天野 公義君

木村武千代君

田澤 吉郎君

西岡 武夫君

毛利 松平君

佐藤觀次郎君

日野 吉夫君

藤田 高敏君

横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵 大臣 田中 角榮君

出席政府委員

内閣 参事官

(内閣官房内閣 審議室長)

大蔵 政務次官

大蔵 事務官

(国有財産局長)

運輸 政務次官

運輸 事務官

(鉄道監督局 有鉄道部長)

建設 技官

(官繕局長)

委員外の出席者

参議院議員

外務事務官

(大臣官房外務 参事官)

大蔵事務官 (主計局給与課 長) 秋吉 良雄君

大蔵事務官 (主計官) 津吉 伊定君

大蔵事務官 (国有財産局第 一課長) 塚本孝次郎君

自治事務官 (行政局行政課 長) 倉橋 義長君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

参事官 (日本銀行総裁 参事官) 宇佐見 洵君

○吉田委員長 これより会議を開きます。
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理
に関する法律案を議題といたします。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処
理に関する法律案
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の
処理に関する法律

1 次の各号の一に掲げる法令の規定によつてさ
れた信託は、当該信託行為に定める存続期間の
経過後五年間は、なお存続するものとみなす。

一 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)
第十九条の二十八

二 閉鎖機関令の一部を改正する法律(昭和二
十九年法律第五号)附則第三項

三 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦
内にある財産の整理に関する政令(昭和二十
四年政令第二百九十一号)第二十八條の十二

四 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦
内にある財産の整理に関する政令の一部を改
正する法律(昭和三十一年法律第七十一号)
附則第三項

2 前項の規定は、受託者が当該信託行為に定め
る存続期間中に完了しない信託事務を引き続き
処理したい旨を、当該期間の経過前に、大蔵大
臣に申し出た場合に限り適用する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
閉鎖機関令等の規定によつてされた信託につい
てその存続期間の経過後も、なお従前の信託事務
を行なうことができるようにするため、その存続
期間を延長することができるものを開く必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉田委員長 提出者より提案理由の説明を聴取
いたします。参議院議員平島敏夫君。

○平島参議院議員 ただいま議題となりました閉
鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関
する法律案につきまして、提案の理由を御説明申
し上げます。

終戦に伴い、閉鎖機関令により、その本邦内に
おける業務を停止し、また、その本邦内にある財
産の清算をなすべきものとして指定された閉鎖機
関につきましては、最初は閉鎖機関整理委員会、そ
の後は特殊清算人により清算が進められてきたの
であります。債権者の所在不明等の理由で、い
つまでも特殊清算を結了できないでいる閉鎖機
関につきましては、昭和二十九年五月の閉鎖機
関令の一部改正により特殊清算人が債権者のために弁
済すべき財産を信託することによつて、その債務
を免れる道が開かれたのであり、この信託をする
ことによつて、その後は、その信託の受託者から、
債権者に対する支払いの事務が統行されてきた
のであります。これらの債務のうち、役職員の
給与、賞与、強制貯蓄金、積み立て金、退職手当
等に関しましては、昭和三十八年に至り戦傷病者
戦没者遺族等援護法の一部改正及び戦傷病者特別
援護法の制定により一定の条件下で満鉄等の職員
が軍人軍属としてこれらの法律の適用対象とされ、
また、恩給法等の一部改正により満鉄その他の外
国特殊法人における一定の在職期間が恩給及び公
務員関係共済年金各法による年金の基礎として
の期間に算入されることになり、これに伴い、こ
れらの法律適用上の経歴確認を機として従来不明
であった役職員の所在も次第に判明してきていた
のであります。ところが、信託契約では、当該信
託行為の定めるところにより、その在職期間の満

了の近いものがあり、残余の短時日では、現に判明している債権者に対しても、また今後判明してくる見込みの債権者に対しても、弁済を完了することは手続的に不可能なことが予想されるのであります。一例をあげてみますと、元満鉄の職員であつて最近漸次所在が判明してまいつております者で、まだ退職金の支払いを受けていない者が一万五千人もある状態であり、その信託期間の満了は本年の九月十四日となつておるのであります。

他方、これらの信託契約におきましては、その存続期間の満了の際に債権者に対する支払いができないため残つてゐる財産は国庫に帰属する旨を定めており、国もその利益享受の意思表示をして権利は発生してゐるのであります。この権利は本来積極的な理由により国に発生したものであります。前記述べました事情と考へ合わせますと、信託の受託者においてその意向がある限りは、なおしばらくは引き続き信託事務を行なわせ、それでも支払いを終わらなかつたものについて国庫に帰属させることとするのが適当だと思ひます。また、閉鎖機関令による信託のうちには右に述べました給与等以外の債権のものもありますが、これを形式上区分することは困難であるほか、終戦に伴う混乱のために弁済を受けることができないでゐる債権者を特に除外するものも不適当と考へるので同様の扱いとし、さらに旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の規定による信託に關しても、同様の事情があるので、同様とするのを相当と考へます。ところが、この措置を講ずるには、財政法第八條の規定により、法律を必要としますので、ここにこの法律案を提出することとなつた次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○吉田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○吉田委員長 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案及び国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 ただいま議題になつております国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法案の問題であります。

この法律を見ておきますと、国が京都市に國際會議等の会議場を設置をしてそれを地方自治体に貸し付けることができるという特例を設けよう、さらにその特例がまた貸しになることについては政令で書く、こういうことになつております。実はこれは根本的に少し問題がある点もありますので、少し説明をしておかなければならないと思ひます。これまで国が新たに土地を取得し、新たに建物を買建てて総計数十億円の費用を出したものが、そのまま国が使用することなく地方自治体、またはその地方自治体がまたその他の第三者に転賃をして使用させている例があるかどうかお伺いをいたします。

○堀委員 現在国有財産を管理委託しております例は、国有財産特別措置法の第十條におきまして旧軍財産を管理委託をさせておる例と、それからそのほかは……

○堀委員 ちょっと、ちょっと。私が尋ねておるのは新しく国が一般財政の中から出資をして何もないところに土地を買、建物を数十億円もかけて建てて、新たに建てたものが何ら国が使用することなくすぐ地方自治体にそれを貸し付け、それをまた第三者に貸し付けておるような例がこれまであるのかないのか。旧軍財産等はすでにあった建物でありますからそれは答弁になりません。私

○堀委員 従来そのような例はなかったかと思ひます。

○堀委員 私はこの趣旨とするところには特に反対をする意思はないのですけれども、この取り扱ひのしかたについては、いま御承知のように国有財産の取り扱ひといふことは当委員会でも非常に問題になつておるわけですから、少なくともそれは国が責任を持つて処理ができる範囲でなければならぬと思ひますが、実はこの法案を見ておきますと、まず地方自治体に貸し付けるといふことになつておられますけれども、それよりさらに一步を進んで、前三項に定めるもののほか、管理受託者がその委託を受けた事務を他の者に行なわせる場合における前二項の規定の適用その他第一項の委託について必要な事項は、政令で定める。こういうことで、これは明らかに第三者に行なわせることが前提となつておるのかのように感じられるわけですから、この法律のたてまへは、そこでそれではちょっとお伺いしておきますが、政令ではどういうことを定めますか。

○江守政府委員 政令で考えておりますことは、国がこの法律に規定いたします地方公共団体に管理委託いたします際に、これは私法上の契約でありますので、その契約にいかなることを定めるかというようになことをまず第一にきめたい。それからその管理を委託された団体が、その他の団体にさらに委託をするというようにすることも法律が予想いたしておりますので、その委託された団体が、この会議場を管理運営いたしまして、一面収入をあげなければならぬというやうな問題もございまして、そういう目的を実現するためいろいろ条件などにつきますので、この政令できめたいというふうに考えております。

○堀委員 建設省にお伺いをいたしますが、土地取得代金及び建設代金の総計及び内部施設等、建設費として現在行政財産として処理しておるやうな総額は幾らでしょうか。

○小場政府委員 お答え申し上げます。まず敷地を買収いたしました。その敷地買収にあつた金額は一億三千六百五十三万一千円でございまして、それから設計につきましては、競技設計に付しております。それから現在工事しております建物の設計は当選者に委嘱しております。そういう設計関係の費用が約七千九百万、それから工事全体につきましては、三十二億六千万、こういうやうな計画で進んでおります。

○堀委員 三十二億六千万円の工事の費用は内部の付帯工事を含んでおるわけですね。

○小場政府委員 さうでございます。内部の付帯工事と申しますと、建物全部につきまして三十二億六千万、こういうことでございまして。

○堀委員 私がいま伺つておるのは、完全な建物として貸す前に国として投資をする資金の総額を聞いていたわけですね。だからさういう形での総計で答えていたいただきたい。

○小場政府委員 われわれが所管しております予算につきましては工事費だけでございまして、品を入れたらそれはこへ入れます。

○江守政府委員 いまの建設費のほかは初年度調弁費的な物品の費用がございまして、これは本年度の予算でこれから実行上きめてまいることになつておりますが、まだきまつておりませんが、約二億円くらい要するというやうに聞いております。これはもちろん最終的にはきまつておりませんが、建設を御担当になりました建設省のほうでは、大体そのくらいの物品が要るのではないかと、さういふに申されております。

○堀委員 その二億円はどこへ計上されておるのですか、予算項目としては。

○江守政府委員 ここの予算を編成いたします際にどこにするかというやうなことを一応検討したのでございまして、その際われわれ事務的なレベルでは本年度に國際會議場を使用するやうなところまでいくかどうかということにつ

て、予算編成の最終の段階までにおきまして、事務的に結めることができませんでしたので、一応この予算にも計上いたしておりました。でございますから、これはこれから実行上の問題といふたしまして、ことしの予算のどこからそういう金額を出して行くかということでございまして、その際にどこに計上するかということも同時にきめたいというふうに考えております。

○堀委員 ちよっとおかしくなってきましたね。そうすると、二億もの金のもので本年の十月に完成をするということになっておれば、来年の三月までは使用しないのならないです、譲り渡しをしないのならないけれども、本年度内に譲り渡しをするということが予想されてこの法律が出されておると思うのに、予算項目にあがってないものが二億円どこから金が使えますか。予備費は使えませんよ。これは本来予想されておるものでありますから、予備費では流用できないとなれば、その二億円はどうするのですか。――財政当局の主計局、早く入るようになってください。

○江守政府委員 これはこの問題の経緯を多少申し上げて御理解をいただきたいと思ひますが、大体ことしの秋ごろできるといふふうに建設省では見当をつけておりましたが、ただし、それはことしの予算を編成いたしましたときにおきましては、ことしの秋できるといひましても、幾らの金を入れることとことしの秋にできるかということでございますが、建設省のほうでは、四十年年度におきまして十五億余りの金を入れれば、秋までに完成をするというお考えであつたのであります。それでまあ主計局その他と事務的の打ち合わせをいたしました際には、本年度におきましては、主計局のほうはそういう金額を入れない、したがって、本年度じゅうには完成をしないというふうな考えで、予算の最終の段階になりまして、金額をつける、そして今年度じゅうに完成をして使用することにするということになったのでございます。したがって、その際、当然いま仰せの物品につ

いても同時に手当てをしなければならなかったのでございますが、まあそういう関係もございまして、物品のほうはあと回しになってしまった。この物品の問題は、本年度の予算の実行の過程において流用その他のことで生み出して、場合によっては予備費ということも考えざるを得ないのではないかと、いふふうに私考えておりますが、最終的な御返事は主計局のほうから求めています。きたいと思ひます。

○吉田委員長 担当主計官がすぐ入ってまいりますから……。

○堀委員 それでは、いまの問題はそこまでにしまして、要するに、三十五億か四十億かの金を国は一般会計の中から支出をして、この建物を建てます。大体国のこういうものを建てて、それを国自体が行政財産として使用する場合には、私はそれについての償却等を考える必要はないと思ひます。これは本来の使用目的になつて国が使つておるからいいわけですが、ほかのものに転貸借をさせて、そこから生じた収益は転貸借者のものになる、この法律はなつておるのです。よろしいですか。国の施設を、一般会計で三十五億から三十五億、新しいものをつくつて、それを第三者に貸して、第三者は、それは賃料がどうなるのか知りませんが、それから収益があるならば、その収益はその転貸借者のものにするということは、私はどうも国有財産の取り扱い措置上問題があると思ふ。国が何か建物を建てて、それによつて金もうけができるような結果が起きるようなことは問題があるので、運営上の費用の問題等については、収支償わなくては問題があるかもしれないけれども、その運営上の問題として収支が多少足らなければ、その収益があつた部分についてそれを落とすなり、収益が十分にあるならば、それに基づいて転貸借の費用等を考慮されるなり、何らかの形で、国が本来の国の行政目的に使用していない普通財産の場合においては、これらの設備が合理的な範囲において考えられるのが当然だろうと思ふ。そこでこの転貸借をする

場合の価格はどうなりますか。

○江守政府委員 これは貸借ではございませんで、あくまで管理を委託し、それを再委託するということでございます。再委託を受けた団体がどのようにこれを運営してまいって、どのような収益をあげるか、非常にばく大な収益をあげることでございませう。いま仰せのようなこともおかしいじやないかという問題も出てまいるかと思ひます。でございますが、この国際会議場の運営をどこでするかというものをわれわれが、一つと長い間事務的に考えてまいりました際に、一番の問題は、この運営は非常な赤字が出る仕事であるということがございまして、それでどこがやるかということもなかなか難航したのでございします。でございますが、結局この法案を提出いたしますような形で解決がついたのでございします。要するに現在のわが国の実情では、国際会議場と申しまして、京都の国際会議場を一年のうち相当の部分これに活用するというような事態はまずまずこの当分はない。私もといたしましては、そういった学術的なものも含めましての国際会議場というだけの使用日数を考えますと、せいぜい年間六十日余りの日数しか使えない。したがって、そのあとのものをどうするかということが、非常にこの会議場を運営して収支どのように償うか、ということのポイントになるわけでございします。それにつきましては、今後できますところの団体にこの事業をやつていただく。その事業については、もちろんこれは国際会議場ということが本質でございますので、その事業に支障のないような、またまあいろいろつばな建物でございしますので、それをあまりきつづけるといけないような使用方法をやつていただく。しかもその使用の際には、こういった会議場でございしますので、その使用料などにつきますまでも、できるだけ安い使用料を取つていただく。目安は、通常の運営費をまかなう程度の使用料でございするような仕事をしていただく。したがって、私どもとしては、この運営をまかされた団体がこれによつてたくさん黒字を

出すというふうなことは考えておりません。ほぼ収支償う程度でございする事業をやつていただくというふうなことを考えておりますので、いまお話しするような事態はないというふうに考えておるわけでございします。

○堀委員 そうすると、その収益のほうでは問題がない。まあ将来のことですからわかりませんが、それでも……。そうすると、この会議場の維持費は一体どのくらい予定しているのですか。年間の正常な維持費ですね、いまあなたの言う破損等の起こらない正常な維持費は幾らですか。

○堀本説明員 これはその維持の程度によりまして違つてくるわけでありまして。たとえば人件費の見方におきましてもいろいろ試算があるわけでございしますが、現在までの試算では、大体七千万ぐらいから一億一千万ぐらいの間にいろいろ推定の費用があるわけでございします。切り詰めてやれば、大体七千万程度で済むのじやないかというふうに考えております。

○堀委員 年間です。

○堀本説明員 年間でございます。

○堀委員 そこで、私もこの中身がよくわかりませんが、六階建てで延べ八千坪ということですね。これは宿泊施設その他も中に入るのですか。この建物の今後の運営が宿泊施設その他も入るとなれば、これは民営のホテル等を圧迫することにもなるだろうし、要するに民営のものとの競合関係というものはどうなりますか。これは宿泊施設はないのですか、あるのですか。

○江守政府委員 宿泊施設はございしません。

○堀委員 しかし、宿泊施設もなくて、八千坪の専用の会議場なんというのは、世界でほかにあります。

○小堀政府委員 世界に、国際会議場としてわれわれ承知しておりますのは、インドそれからパリのユネスコ本部が大体そういうような性格のものでございします。その二者は、現在京都で計画しておりますものの約半分くらいからと思ひます。なお国連の事務局を含みません会議場でござい

すが、これはわれわれが計画しております分の三倍くらいあります。そういうような形において行なわれております。

○堀委員 いまあなたの出しているのは、これと比較できないですね。国連の会議場なんというものは、こういう国際会議だけをやる目的のために建てられているのではなく、国連の本来の機能を行なうために建てられているものである。パリのユネスコだって、おそらく会議場として専門に建てたものではなくて、ユネスコ活動の部分的な補充として建てられておるものであって、これはだれがこんなことを言い出したのか知らぬけれども、まことに国費の乱費というか、私はこのやり方も大体けしからぬと思うのです。そうしてその第一段階として三十億も金をかけてこれだけのものを建てておる点にも問題があるし、運営上の問題としていまの話を開けば、年間の運営費用をかりに九千百万円とすれば、一カ月八百万円の経費ということになる。いまの国有財産局長の答弁では、二カ月ぐらゐが使用の限度だとなれば、一千六百万円しか入らないから、当分年間八千万円の赤字ができる。この赤字もまた国が持つてのじやないでしようね。ここをはっきりしておかなければならぬ。

○江守政府委員 国が持つものではございません。法律にその点ははっきり書いてございます。

○堀委員 それはどこが持ちますか。初めから一年間に八千万円赤字が出るのがわかつておるものを、京都市が払うのですか。

○江守政府委員 先ほど申しましたように、受託を受けてまゐる団体、会議場の目的、施設その他を阻害しない範囲内におきましていろいろのことに利用して、その程度の収益をあげていただくという事で、その赤字をそういう団体、会議場施設利用収入以外の事業でまかなつていただきたいということを考えておるわけでありまして、

○堀委員 そうすると、これは国際会議場とは名ばかりで、当分の間は国内会議場ですね。十二カ

月のうち十カ月はその他の方法によつて利用せざるを得ない。国際会議場という名の国内会議場を国はつくつた、こういうことですね。

○吉田委員長 堀委員に申し上げますが、津吉主計官がお入りになりましたから……。

○江守政府委員 国際会議場を利用いたしますことを第一の目的といたしております。今後の日本の地位からいまして、こういった国際会議に利用される度数も逐年増加してまいらると思ひます。それでは現実に来年、再来年はどうかと申ししますと、相当程度国内会議にも利用されることになるかと思ひます。

○堀委員 これまで日本でも相当国際会議がありましたが、外務省、昨年一年間でもいいですが日本で行なわれた国際会議というのは何回ぐらゐあります。

○西堀説明員 はっきりとこちらに昨年開かれた国際会議の名称は持つてまいりませんでしけれども、過去において日本で開かれた国際会議名の表はここに持つております。

○堀委員 回数でよろしい。

○西堀説明員 数で申しますと、過去十年間に日本で開かれた国際会議は、政府のもの四十三件でございます。それから民間の会議は、私のほうに手持ちのものでは八件でございます。

○堀委員 わかりました。過去十年間に合計五十回、これでは、いま国有財産局長は二カ月ぐらゐ使えと言つたけれども、東京も含めて日本でという事でないか——あなたは二カ月は使えという答弁をしたが、二カ月も使うほど京都で国際会議がやれますか。

○江守政府委員 外務省のほうでとりになりまして会議の数はあるいは私どものとり方と違ふかと思ひますが、国際会議、学術会議合わせまして大体年間平均二十五、六回は開いてゐると思ひます。そんな関係から、今後ふえることも予想いたしますと、大体二カ月あるいは二カ月を少し出たところぐらゐは使えろのじやないかというふうな見当をつけてゐるわけでありまして。

○堀委員 いま二十五回ぐらゐはあるということですが、実は東京にもそういう国際会議をやることを考慮したホテルがかなりあるわけですね。どちらかというところいう会議等については東京で行なわれる場合が依然として多いのではないかと、ということになりますと、この建物は私がさつき触れたように国際会議場という名の国内会議場、それともあまりさつきというところになるのではないかと、いかに点に私は問題があると考へます。特にその赤字を防ぐためにどのような処理が行なわれるかというところについて、これは国有の施設でありますから、そこで歌謡ショーなどをやるというわけにはいかぬと私は思ふのです。だからこの点はよほど考慮をしておいてもらいたい。注意を喚起しておきます。

そこで、主計局が入つたから聞きますが、中の物品等の調度費が二億円かかるのは本年度の予算には計上されてないといふ国有財産局長は答へています。話によると建設費は十五億今年度中に完工する予算をつけた。それならばこの建物に十月ごろには完成するといふことはつきり考へて主計局としては予算をつけた、ところがその中身の物品調度費の二億円については予算がついていない、こゝ言つていますが、そのとおりですか。

○津吉説明員 私直接予算の関係でございせんので、あまりつまびらかでございせんが、私は財政法九条の関係ということになしたのですけれども……。

○堀委員 それじやいいです。先にあなたのほうに財政法九条の関係で伺いますけれども、財政法九条は「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」こゝいうふうにいわれておるとは、私がさつき触れたような、国の一般会計等から支出をしたものが不当な処置をされてはならない、こゝいうことだと思つておる。そこで、そういうことになるならば、特例として法律を設けるのだ、こゝいうことになるのでありますけれども、

でも、その財政法の適用以外のことを設けるには、それ相当の理由がなければならぬと思ふのです。財政法の例外事項として規定をするためには、相当積極的な理由がなしに、何でもかんでも法律さえつければ財政法はもう骨抜きになるんだというところでは、私は財政法の權威というものは守れないと思ふのです。だから、相当に財政法上問題はあるけれども、国家目的に使用する際に、必要だといふことの必要性が高くなればならぬと思ふのです。ところが、いままでの経緯を聞いてみると、国家目的にそう比重のかつた施設ではないわけですね。まあ、それは百年先のことを言へば知らず、少なくとも今後五年、十年の間においてこれが満度に使用される可能性もないようなものを三十億円の金を——いま国が持つておる軍用施設であるとか、あるいは財産税とか、何かその他で物納されたものであるとか、持つておるものをそういうものに使うといふのならまだ話はわかる。ところが一般会計から三十億の金を出して、それが十分本来の目的の用途に沿わぬような形で使用されるという条件が明らかでありながら、なおかつ財政法上の特例を設けるといふのは、私は財政法の立場から見ればかかと思ふけれども、あなたのほうは私を納得させるに足るだけの財政法上の説明ができるかどうか、お伺ひいたします。

○津吉説明員 財政法上の説明をいたしますと、形式上の問題と実質上の問題とあると思ひます。まず第一に形式上の問題といたしましては、国有財産である国際会議場施設を国有財産法の管理主体の特例を設けて、国家目的に適合するようになす。その関係地方公共団体に委託をするという形式的な要件が一つ、それから国有財産を国際会議場施設として適切に活用されるべきであるといふことを要件といたしまして、財政法の九条の特例的な法律規定を設けるということでございます。それが的確に国家目的に沿つた運用がされるかどうか、されないではないかという前提で特例法を設けておるつもりはございません。

○堀委員 あなたの答弁は、私に言わせると最もまずい官僚答弁だと思ふのだ。ということは、まあ答弁技術を言ふんじゃないですけれども、形式はいかにいかにでもなるのです。少なくとも形式というのは、ただ形式だけで存在するのじゃないでしょう。内容を伴わない形式なんというものは架空の話です。だから、形式と内容というのは、内容の外側にあるものは形式なんであって、その形式を規定するものは当然内容でなければならぬと思ひますが、一般論として、どうですか、あなた。

○津吉説明員 形式と内容という区分を二つに分けてしまふけれども、もちろんその形式にこだわるわけではございませんで、内容として、国有財産である国際会議場施設が国の目的に適合するように運用されるという前提におきまして、国有財産の運用に一体となる物品につきまして、あるいは国有財産も物品とともに財政法九条の特例法律の適用の対象としたということでございます。だから、実質的に的確に国家目的に適合するような運用がされないという前提で特例法律を設けておるといふふうには考えておらないのでございませう。

○堀委員 あなたは、いまその目的に適合するように運用されるということが前提だ、とこう言いましたね。これは国際会議場という名前がついてゐるのだから、それじゃその目的というのは——国際会議を行なう目的、というの、国の目的、というの、いいですね。国際会議を行なわな部分というの、それは、国の目的と違ひますね。その点、ちょっとはつきりお答え願ひたいと思ひます。

○津吉説明員 非常に厳密に、施設の維持管理に付帯いたしまして、国際会議場のためにのみ使用するといふふうに見ますと、それ以外の使用の態様もあるいは間々入ってくるかもしれないけれども、非常に不當な使用目的、いまおっしゃいましたような歌謡ショーとか、そういう国家目的に照らしまして非常に逸脱したような目的に供され

るのとはどうかと思ひますけれども、維持管理上、通常国際会議場の用に使用させるという態様は、ある程度はあるかと思ひます。主たる目的は国際会議であります。

○堀委員 いまあなたが言った主たる目的は国際会議でしょう。そうすると、主たる目的——従たる目的、というものは本来ないと思ふのですけれども、この会議場の国家目的は国際会議をするためだと思ふのです。国内の会議をするためにこんな国が金を出しておつくりになる必要は全然ない。

一般の施設が京都にはたくさんあるのです。だから、国際会議をするというのが主たる目的ではなくして、それが目的である。維持管理というものはその後にかかる問題であつて、それは結果の問題です。目的と結果を混同してはいかぬ。少なくとも当委員会は、ものけじめと筋を立ててはつきりさせたいというのがこれまでの慣習ですから、そういうふうにごまかして通らうということとは、容赦はしない。少なくとも、答弁は、あなたが責任を持つて答える範囲内においては、だれが聞いても筋が通つて明確であるということではなければならぬはずである。そうすると、この国際会議場は国際会議に使うことが国の目的である、それ以外にあなたの国の目的ではありません、こういうふうにあなは答弁しなければならぬと思ひます。どうですか。

○津吉説明員 国際会議場の用に供する以外に本来の、と言われるその本来の意味でございませうけれども……

○堀委員 じゃ、ほかのことばでもよい、あなたの言いたいように言つてください、それが目的だということ。それ以外に本来の目的、じゃないということ。そうじゃないですか。違ふなら違ふように言ひなさい。

○津吉説明員 国際会議場の用に供するというのが本来の目的でございます。

○堀委員 ですから私は、さっきあなたの話のとき、量が質を規定するといふ問題は、量が質を規定するといふことは、将来、非常に先の長い話を言へば切羽がありません。しかし、当面の考え方からするならば、いま国有財産局長が答へたように、六分の一しか国際会議の目的はないですね。六分の一というの現状で実目的に使われないです。それで、それが一体何年たつたら幾らにふえるかといふことについては、国有財産局長といへども保証ができません。それで、ちよつと伺うけれども、一体これが一〇〇%使用できるのは今後何年かかるか、国有財産局長、答弁できますか。

○江守政府委員 答弁いたしかねます。

○堀委員 そうでしよう。それは答弁できない。そういうきわめて不確定な要因を持つて、当初は六分の一が国家目的であるといふようなものに対して、形式と内容の關係からするならば、財政法の特例を設けることは、これは私は財政法の權威をゆがめるものだ。少なくともあなたの方大蔵省の法規担当主計官は財政法を守るのが任務じゃないですか。特例法をつくるのが任務じゃないと思ふのです。ところが、あなたはこへ来たなら、国有財産局長の側に立場を変えたような言い方ばかりをしてゐるから、それで私は氣に入らないんだ。あなたは財政法を守る立場からものを言つて、そして国有財産局で何か問題があるならば、それじゃその点を補完するのはどうするのですかとあなたの方から言うのがあたりまえのことだと思ふのです。それが逆になつて、あなたは国有財産局長のかわりになつて答弁をする。そんな姿勢では法規担当主計官はつとまらないと思ふのです。

と通しておいてもらわないと、そんなだらしない主計局では私は国の財政をまかすわけにはいかないんです。どうですか。

○津吉説明員 量的な問題だけをいいますと、あるいは使われている期間はどういう問題になるかと思ひますけれども、そういう目的に質的に供されるという、目的を重視いたしまして、別段放漫に財政法の特例を考慮したということではございませぬ。

○堀委員 私に量が質を規定するといふことを言つたのですが、あなたは量は質を規定すると思ひますか、思ひませんか。要するに、たつたこればかり何かあつたら、それをもつて、一般論で全般を律しますか。そういうふうにはならぬでしよう。要するに量が質を規定するといふことは、ある程度の範囲にきたときに初めてその量の範囲における質を規定するのであつて、いま六分の一という例を出すにしているわけですが、これが三分の一とか二分の一以上になれば当然いす。問題は、常識論としては二分の一以上上という目的に使用されるということなら全然異論がない。三分の一ぐらゐでもがまんをする。六分の一で——二分の一まで何年かたつたらできるかと言つたら答えられない。不確定要因が非常に多いわけだ。国際会議場はこゝしか使われないという何か法律をつくつて規定するならば話ですが、そうじゃない。要するに国際会議といふのは、こちら側の主催者が外国の諸君と話し合ひで、きめることであつて、政府が国際会議はこゝで全部やりなさいなんて規定することはできないはずだ。ほかに東京にはそういう十分な施設があるといふこと。競合してゐるわけだ。そういう条件の中で、もし今後五年たつてもこれが六分の一の責任は追及されますよ。私は責任をとるべきだと思ふのです。その当時における財政当局のあなたは、たとどこにおつても、見通しを誤つたわけですから。そういう点では、財政法の問題に

ついでにはもう少し皆さんがきびしくものを考える必要があるのではないか、こう考えるわけですが、だから、政治的な問題として処理をされたからやむを得ませんというなら話は別だけれども、筋は筋として守ってもらわないと、そこから次から次に政治的にこんなことが出れば——三十数億円という金は国民の貴重な金です。それが実際に国の目的に使われないようなことに使われるということとは、われわれは国民の代表として黙っておられません。

○江守政府委員 京都市にきましたこと、あるいはこの大きな建物をつくりましたことなどにつきましては、ある面におきまして私どもの力と関係のない問題がございます。ございますが、この建物をどのように管理運用してまいるかということ、大蔵省といたしましては各省と十分御相談をいたしましてこの法律を出したのでございす。この建物は予算で獲得いたしました国有の建物でございます。国有の建物でございますが、その目的は国際会議に利用するというところでございす。ところが国際会議の利用度はいま仰せのとおり比較的少ない。今後ふえてまいらぬと思ひますが、現在のところ比較的少ない。もしこれを一年のうちほとんど大部分、一〇〇％国際会議に利用できるのだということならば、これは外務省の行政財産にいたしまして、外務省が直接会議場としてこれを管理運営するというのが私は望ましい。姿だと思ひます。ところがそれがいまできない。それでは年のうちむしろほかに利用されることのほうが多い建物を、どのように国有財産として管理運用するのがいいのかということが問題なのでございす。たとえば近畿財務局の管財部がこの建物を管理いたしまして、六十日間会議のときだけ利用する、あとの三百日はあき家として、国有財産局の管理人がそこを警備しているというような形で運用していくというの、一つの方法かと思ひます。それがいいのかというのをいろいろ考えまいた結果、とにかくこれは国有財産である普通財産として、京都市に管理委託するという方法

が一番いいという結論に事務的に到達したのであります。その管理委託します方法といたしましては、こういった特別法を設けてやらなければならぬ。またこういった管理委託の特別法はこれのみならずほかにもございす。そういった例にもならいまして、こういった方法で管理委託してまいるのが最も適當であるというふうな考へてこの法律を出したのでございまして、この国際会議場の管理運営について、われわれは各省とも十分事務的に検討いたしまして、これが一番いい方法であると考えて、しかもそれを実現するためにこの法律を出したのであります。このことを御了承願ひたいと思ひます。

○堀委員 いまの国有財産局長の答弁は、始まつたところは自分たちのワクの外できまつたから、そのしりぬぐいにかかるといふことで頭を悩ましてこつたというところのようです。私も一応それで了承いたしますけれども、しかし私に言わせると、政治的にものきまる問題というのは、本来国民の利益という立場でものがきまるようなことではないか。行政当局は筋を通して反対すべきだと私は思ふ。あなた方がいまこつて言っていることは、率直に言へばおそろしくあなた方は私と同じ気持ちでおつたのではないかと思ふ。しかし上から押しつけられて、しようがないから何かしりぬぐいをしなればならぬというので法律案を出したら、私に同じようなことを言われて、内心はわれわれもそう思つていふこととたどらうけれども、ここではまさかそうも言えなからいまのような答弁をしてきたと思ふ。私はこういう問題は、いまの国の財政が非常に豊かなく、金があり余つてしようがないというならともかく、最近の状態は金がなくて、きのうも大蔵大臣とやつたけれども、四十年度は少なくとも二、三百億円の減収だらうという段階のときにそういうような措置が講ぜられるというところについては、行政当局としてももう少し抵抗すべきところは抵抗すべきではないか。政務次官、あなたは政治

家ですから、私の言うことがわかりますか。これは見方だと思ひます。現在はいま言うようにフルに使うことはなからうなれど、将来の日本の発展を考えると相當使うようになるんじゃないか。これが一つであります。それから、本来の目的でないものに使うのは云々、それはごもつともですが、本来の目的を妨げないならばある程度のものは使つてもいいんじゃないですか、いまの段階においては。さように考えます。

○堀委員 いや、私はそんな無理なことをしなくてもいいやうなやり方というのが実はあるのじゃないか。いま東京にある会議場だけで十分まかなえる。それがまかなえなくなつてきたときに国が何か考へるといふことなら私は話はわかる。財政効率率といふのはそういうものでしょう。われわれは二重投資がいけないといふことを當委員会でも盛んに言つてきています。日本のいまの生産は過剰投資による生産過剰の問題でしよう。同じことじゃないですか。日本のホテル業者がオリンピックを中心にしてたくさんホテルを建てて、さらに当初から六分の一以下しか使用量のないような二重投資を国が国の財政でするなんて、もつてのほかに。いまの政務次官の答弁については、あなたは法律家だから、財政なり経済の専門家でないから私はこれ以上言いませんけれども、われわれは少なくとも、経済学者ではないけれども、経済を相當するものとして見るならば、まことに二重投資で国の費用をむだ使いをしていふ感じがしてなりません。ひとつそういうことで、今後にはこのような二重投資その他については、ひとつ政府はいたずらなる政治的圧力を排して、国民の側に立つた筋を通すべきだといふことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○吉田委員長 有馬輝武君。

○有馬委員 共済組合法の改正について二、三の点についてお伺ひしたいと思ひますが、今度の改正の方向というものは、本来この共済組合制度というものが社会保険制度的な色彩を強めていくと

いう過程の中でとらえられたものと理解するのですが、その点どうなんですか。

○秋吉説明員 御質問の趣旨にあるいは的確な御答弁ではないかと思ひますが、そういう意味合いが相當多分にあることはもちろんでございす。

○有馬委員 その意味で、これは国家公務員の場合も公企体の場合もそうですが、国の負担割合というものをいじつておる基準といふものか、もの考へ方、それをお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○秋吉説明員 共済の場合の国の負担割合の御質問でございますが、御案内のように、共済の中には長期給付と短期給付がございます。長期給付につきましては、現在国庫負担率は一五％になつております。国庫負担率と申しますか公済の負担率が一五％、あと残りの八五％を労使折半で、それぞれ四二・五％ずつ持つというのが、長期給付のあり方でございます。それから短期給付につきましては、これは全体の社会保険を通ずる一つの原則がございまして、ただいま労使折半の五〇、五〇の割合になつております。これがどのような角度からどのように理論的にそういう数字が出たかといふことは、これはなかなかむずかしい問題もございまして、歴史的な問題も相當あるかと思ひます。沿革的な問題もあるかと思ひますが、短期給付につきましては国庫負担が現在ございせんが、この趣旨をいたしましては、長期給付は何せ相當程度の金額を要するといふ点ももちろんでございす。その、何せ長期給付につきましては、リタイアした、つまりやめたあとの問題でございす。したがって、その関係におきましては雇用関係はございせん。そういう意味合いからいたしまして、国も社会保険主体としての公済も何らかの財政援助をするという意味合いからいたしまして負担があるわけでございますが、短期給付につきましては雇用関係が継続しておる段階でございす。したがつてまして労使折半、国の負担はないことだと思ひます。もちろん短期給付につきましては、日雇健保、国保につきまし

ては国庫負担があることは御案内のとおりでございます。

○有馬委員 私の最初に質問しましたのは、少なくとも社会保障制度の拡充について、特に総理の言明の中でも取り上げられ、その中で日本の共済制度というものがいかにあるべきかということ考えたならば、やはりその方向に沿うような形で各国の例等が参照にされなければいかぬ。ほくらは常に、せめてイギリス程度に持つていけということを年来主張しているのだけれども、そこまで持つていけないその最大の理由というものをこの際明らかにしてほしい。

○秋吉説明員 社会保障制度全般の問題ですから、一給与課長の共済担当の一人といたしましては、なかなか答弁の域を脱しておるかもしれません。が、あるいは私の答弁ですまいかもしれませんが、イギリス並みの社会保障という場合の問題は、これはなかなかイギリスの国民所得、それから日本の国民所得、そういった経済水準、生活水準それから社会保障の見方、あり方いろいろの点について、やはり歴史的な沿革的な相違があるうかと思ひます。そういう問題がございまして、なかなかイギリス並みの社会保障制度までは——しかしながら私聞くとところによりますと、社会保障全体の水準といたしましては、相当程度までいってございまして、西諸国並みまではいってございまして、現在制度的にないのは、児童手当問題だけがない、未解決の問題になっているというふう聞いております。

答弁といたしましては幼稚でございますが、以上でございます。

○有馬委員 大久保さんにお伺いいたしますが、いまの説明の中で、たとえば所得等を一つのデーターとして、資料として考慮すること自体が間違つておるのじゃないかと思うのですが、どうですか。イギリスの国民所得と日本の国民所得を、この共済の場合に考慮の中に入れるという自体が、発想法として間違つておるのじゃないかと思ひます。その点はどうですか。

○大久保政府委員 やはり社会保障を検討するにあたりましては、給与と所得という面も考慮の一端に入るものではなからうかと私は考えております。すなわち次第であります。いまおおむねヨーロッパ並みに近づいておるという大蔵省からの御答弁がありましたが、給与におきましてかなり最近では実質的に伸びてまいっております。運輸省所管の一例をあげますと、造船等に關しまして、先般イギリスの造船海運大臣が参りました視察の結果は、おおむね給与的にもかかなりな程度に達しております。かような批判をいたしてまいりましたような次第でございます。私も筋といたしましては、大蔵省当局に賛成をいたしておるような次第でございます。

○有馬委員 私が聞いておるのは、所得の実態がイギリスのようになっておるのなら話はわかるのです。共済制度の中で、イギリスと日本の所得を比較することは間違つておるのじゃないか。むしろ裏返して比較するならば話はおかしく思ふのです。年金のあり方、長期給付、短期給付のあり方というものは、むしろイギリスまでいっていないから、日本の場合には相当検討する余地があるんじゃないか。このような意味で政務次官にお伺ひしたのであります。その点どうなんでしょうか。

○大久保政府委員 所得の少ないところを社会保障でカバーしたらどうか、こういう有馬委員の御考へのように、御質問の趣旨がだんだん明確になつてまいりましたが、もちろん給与と所得の低い点を社会保障の面でカバーするということができれば非常に望ましい事態ではございますけれども、やはり給与と所得に關連いたしましたあるいは所得税その他の面から、一つの社会保障のよつて立つ財源といったようなものも構成されてまいります。すなわち有馬委員の御考へは、また一つの社会的なアップして行く筋合いのものでもございまして、一つの国のそういった社会保障の段階というものは、やはり給与というものと並べながら推進していくことが、またそれを双方ともレベルアップして行くことに努力することが望ましい政治の姿ではなからうか、かように考えております次第でございます。

○有馬委員 次に課長にお伺ひしますが、共済組合に關してはたびたび附帯決議を衆議院並びに参議院においてつけておるわけでありまして、ところがその取り扱いについて、ある附帯決議は取り上げる、ある附帯決議についてははおおかりをしておる。この理由についてお聞かせ願ひたいと思ふのであります。

○秋吉説明員 附帯決議につきましては、できるだけその線に沿ひまして政府といたしましては検討することは当然のことでございます。しかしながら、いろいろ検討いたしましたも、ものによりましてはどうしても附帯決議の御趣旨に沿ひかねるということも、これはまたケース・バイ・ケースで当然出ることあるいはやむを得ないかと思ひますが、できるだけ御趣旨の線に沿つて極力検討を遂げるといふことは当然のことでございます。前回の場合におきまして、これは共済組合連合会の民主化の問題につきまして参議院に附帯決議がございまして、それから常勤的非常勤職員組合の組合期間の通算の問題につきまして附帯決議をちょうだいいたしましたわけでございます。議をちょうだいいたしましたわけでございます。が、この二点につきましては私も十分検討いたしました。今度の法律案におきまして、常勤的非常勤職員の問題につきましては、法律案として御審議をいたしておるような次第であります。

○有馬委員 当然そういうような答弁をするのだらうと思つては質問したのであります。財政的にできませんでしたというなら話はわかる。財政的にこれは満足じゃないけれども、非常に不足だけれども一歩前進するようなことは手がけて、民主的な運営の問題についてははおおかりしておる。その理由を伺つておる。

○秋吉説明員 連合会の民主化につきましては参議院の附帯決議でございますが、これにつきましては私も十分検討したわけでございますが、これにつきましては先般武藤委員からの御質問もございまして、なかなか法制的制度的にはいまの現行制度を変える理由が乏しい。しかしながら附帯決議の線もございまして、できるだけそういうこと線に沿うような事実上の方途はないかということ十分私ども検討いたしております。この線に沿ひまして、御承知のように連合会の事業計画につきまして、重要な事項でございます各共済組合に重要な關係がございまして、また組合員にも重要な關係がございまして、そういう意味合いからいたしまして、従来にはなかったことでございますが、今回の連合会の事業計画を定めるにあたりましては、特に各単位共済の運営審議会の主管者、それから組合員を代表するそれぞれの委員の二名の方々の参集をいたしまして、特に連合会の事業計画につきまして活発な論議をちょうだいし、この点につきまして三回についてやつて、極力できるだけ意見を取り入れるというふうなことでやつておりました。事実上の何か連合運営と申しますか、そういうようなことで民主化の問題につきましては極力御趣旨に沿うように今後検討いたしたい、かように思つております。

○有馬委員 国家公務員共済組合の場合に、連合会に出す代表は担当課長でなければならぬという理由はどこにあるのですか。

○秋吉説明員 これは担当課長でなくちゃならないといふとんびしりの議論はございせん。ただたまたま担当課長が充てられておるということございまして、各省各庁の長がそういった委嘱をするわけでございますが、これはやはり日常総括的な立場にある人、各省共済を代表する立場にある人といふふうには法律上書かれております。そういう意味合いからいたしまして、勢い日常総括的な立場にある人、それが事実上担当課長ということになるかと思ひます。

○有馬委員 組合代表であつても、いかぬでもないでしよう。

○秋吉説明員 各共済組合を代表すべき人でございまして、したがいまして組合代表——組合代表といふのはどういふ……。

○有馬委員 職員代表。

○秋吉説明員 職員代表であつてはいけないという法律上の問題はございせんが、組合を代表すべき立場にある者ということになりますと、勢い事実上はそれぞれの日常総括的な立場にある者ということになつてゐるわけでありませう。

○有馬委員 端的に答えてください。職員代表であつてはいけないのか。

○秋吉説明員 法律上そういう規制はございせんが、各省が組合を代表すべき者として選ぶ場合には、勢い日常総括的な立場にある人ということになるかと思ひます。

○有馬委員 ぼくは端的に聞いてゐる。事実上そういうあるかもしれないけれども、ほかの者でもないということですね。

○秋吉説明員 私の考え方からいたしますならば、ほかの人より、職員を代表する者よりも、組合員を代表する者よりも、やはり日常総括的な立場にあるほうがいいんじゃないかということで、勢いそういう結果になつておるんじゃないかと思ひます。

○有馬委員 ぼくが聞いてゐるのは、現状では確かにそうなつてゐるが、総括的立場にあるその担当課長が組合員の意向を全幅的に代表しておるかという点について疑問があるから、もしより以上に代表し得る者があつたならばそれでもいいんですねというのを、将来の問題として聞いておるのです。

○秋吉説明員 そういう意味であれば、そうだと思ひます。

○有馬委員 それを、各省から担当課長以外の者が出てきても大蔵省にはそれをチェックする考え方はないというぐあいに理解していいですね。念を押しておきます。

○秋吉説明員 これは各省各庁の長が組合を代表すべき者として選ぶわけでございますから、各省各庁の長が組合を代表すべき者であるということと選ばれるならば、その限りにおいて大蔵省給与課といひますか、チェックする意味はさらさらございませぬ。

ざいませぬ。

○有馬委員 次に伺ひたいしますが、現在の理事の構成また評議員会の構成、これについてももしばら議論されてきたことは御承知のとおりであります。この構成についても大蔵省ではチェックする考え方はない、このように理解していいですか。

○秋吉説明員 連合会の理事につきましては九名以内ということになりまして、六名の者につきましては各省を代表すべき者が輪番制に当たつておるといふことは御承知のとおりであります。評議員会につきましては、これは法律上の規制がございまして、先ほど御議論があつたのはそれでございませぬ。

○有馬委員 ぼくが聞いてゐるのは、その構成の内容がだれが何名でなければいかぬということについて大蔵省としては特別の基準があるのかないのか、単共にかき合せるのかどうか、この点をお伺ひしておるわけですね。民主的な運営ができるならば、お互ひに話し合ひがつくならば、その選出母体については一選出母体といひますか人的構成については各単共にかき合せてもよろしいかどうか。

○秋吉説明員 御案内のように、役員につきましては法律の二十七条にございまして、「連合会加入組合の事務を行う組合員をもつて充てる」ということになつております。それから評議員会につきましても、これは法律三十五条であります。評議員会は、連合会加入組合を代表する組合員である評議員各一人をもつて組織する。しかもそれが、「前項の評議員は、連合会加入組合に係る各省各庁の長が、その組合員のうちから任命する」ということになつておりました、この趣旨に合う限りにおきましては特に私どもはくちばしをいれるということはないと思ひます。

○有馬委員 次に伺ひたいしますが、この連合会の運営なんですけれども、現在では理事者が、いわけの理事会という執行機関とそれから議決機関である評議員会に同じ人が出ておる。これは要当な姿であると現在大蔵省は考へておられるのかどうか。

どうか。

○秋吉説明員 その指摘はたまたま私どもも受けております。私どももなるほどおかしいじゃないかという感じもいたさないわけではございませぬ。しかしながらよく考へてみますと、これは連合会でございます。これは各共済組合を主体とする連合機関でございます。したがうしまして、そういう連合機関でございますからその執行機関とそれから諮問機関である評議員会の構成メンバーに同じ人がなるのじゃないか、その点をお伺ひしないかという御指摘でございますが、これはやはり連合会でございますから連合会を各単位共済を代表すべき日常総括的な立場に立つ人が出まして、そして事務を運営するほうが非常にベターにスムーズに運営ができるわけでございます。

○有馬委員 ぼくが聞いてゐるのは、その御質問が究極に起るわけでございますが、これにつきましては執行機関とそれから諮問機関である評議員会のメンバーがダブります場合はございませぬが、しかしながらこの諮問機関は、これは評議員会が最高諮問機関でございます。最も重要な事項につきましてはこれにおいて諮問をされ十分検討をされる仕組みになるわけでございます。それ以下の段階におきましては、これはもう執行機関にまかして事務を運営してもいいじゃないかという問題も起るわけでございます。さらにまた日常ルーティン的な仕事につきましてはさらにこの九人以内の理事者じゃないに、それぞれ専門的のいわけの三人の常勤理事によつて仕事をしてもいいのじゃないかというところで仕事の内容によりましてそれぞれ分担がきめられてゐるわけでございます。したがうしましてこの連合会の特殊な、単位共済の連合体であるという趣旨からいたしますならば、執行機関である理事会とそれから評議員会のメンバーがダブつてもいたし方ないというふうな考へております。

○有馬委員 はなはだくどくどしい説明は要らないんですよ。ぼくが聞いておるのは執行機関と議決機関の構成が同じ人でやられておることをより

ベターであるとなつた方は考へておるのかどうか、これだけを聞いておる。

○秋吉説明員 現在の連合会の性格からいたしまして、いまの制度で妥当だと思ひます。

○有馬委員 よりベターだと考へるのですか、その理由を聞いておるわけですね。

○秋吉説明員 先ほど申し上げましたように連合会でございます。しかも単位共済組合からなるものでございませぬ。したがうしまして単位共済を代表するものから評議員会は構成され、その評議員会で最も重要な事業計画とか予算とか定款の変更とかそういう最も重要なものはそこにおいて審議されるわけでありませぬ。それからそれ以下の段階の多少ルーティン的なものは、これは理事会でございまして、さらに日常的なものは専門の三人の常勤理事でやるという仕組みになつております。現在の仕事の性質をうまくいく意味からいっても、それからまた連合会が単位共済からなる連合体である趣旨からいってもベターだと思ひます。

○有馬委員 あなたが現状のままでいいという考へ方は使用者側の考へ方なんです。しかし共済組合というものは使用者だけのものではないのです。だから私はお伺ひをしてゐる。それは使用者側にはよりベターでしよう、確かにあなたの言われるとおり。しかし共済組合に加入してゐる人全体のためによろしいかどうかという点について、私はだれしもが納得し得るような説明がなければいかぬと思ひます。それをお伺ひして。それは議決機関と執行機関と同じ人がやつておれば事務的には非常にスムーズにいくでしよう。が、しかし議決機関というものはその間のギャップを埋めるといひますか、そういうたいいジーな形をチェックするための評議員会だと思ひます。にもかかわらずより便利だと思ひますかと言われれば説明がなければいかぬ。もしそれができなければそれを改善していく方向に検討するのが筋ではなからうか、それをお伺ひしておるわけですね。

○秋吉説明員 先ほど答弁したことに尽きるわけですが、何もこれは連合会だけが特殊な例ではないのでございまして、こういったメカニズムが当然必要だと私は思います。これは私不勉強でございまして、多少違つておるかも知れませんが、その前提のもとで答えさせていただきますが、国際連合なんかもやはりダブつておるのではないかと思います。また労働金庫とか、労働金庫連合会もそういったたぐいになっておるのではないかと、これまた勉強不足であります、そういうことになっておるのではないかと、思います。

○有馬委員 労働金庫なんかを出さなければならぬ。労働金庫の運営をよく勉強してからいふの答弁をしない、実情を。ですからこれはあなたはまだ現在のあり方が正しいという主張をされる、ぼくらはそうではないと思う。そこに現在の共済組合制度に対する根本的な問題がひそんでおるので、やはりこれはあなたの方の主張だけでなく、またぼくらだけの主張でなくて、客観的に見てだれしもが、やはり民主的な運営がなされておるといふ方向に是正をしていくその努力が必要だと思ふのです。またそういった意見を取り入れる機会をあらゆる形で持たなければいかぬ。そういうことを強く要望いたします、私は本日、質問を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○有馬委員 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○有馬委員 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

し組合財政の健全化及び組合員の負担が過重にならぬよう国庫負担制度についても検討すること。

以上読み上げました提案理由の説明によりまして、焦点は明らかに言ひ尽くされております。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○吉田委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○吉田委員長 速記を始めて。
各案に対する質疑はこれにて終了いたしました。した。各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○吉田委員長 休前に引き続き会議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。

本日、宇佐美日本銀行総裁が参考人として出席しておられます。

参考人には御多用のところ御出席いただきありがとうございます。

まず当面の金融経済情勢について宇佐美総裁から御意見を述べていただき、そのあとに質疑を行なうことといたします。

○宇佐美参考人 最初に、当面の金融経済情勢に就いて所見を申し述べて御参考供にしたいと存じます。お聞き取りをお願いいたします。

日本銀行は御承知のように去る一月九日に公定歩合の一厘引き下げを行なつた後に事態の推移を慎重に見守つてまいりましたが、その後も貿易収支を中心に国際収支の改善は順調に進み、一方国内経済面におきましても、生産の調整、企業マイソドの鎮静など経済活動全般に落ちついた様相が定着いたしました。他方倒産の増加などを背景に行き過ぎた不況感すら台頭するに至つてまいつたのであります。私どももいたしましては、このような状況になれば景気調整の効果は十分に浸透し、ここで金融引き締めのおもしを取り除いても先行きさしたる懸念はないものと判断いたしました。また行き過ぎた不況感を払拭することにも役立つのではないかと配慮をいたし、この際さらに公定歩合を引き下げて引き締めを解除するのが適当であると考えまして、去る四月三日から日歩一厘引き下げを実施した次第でございます。

今回の引き下げと同時に、市中の貸し出し増加額規制の面におきましても、ほほ市中の申し出額に近い規制額を定め、これにより、三十八年暮れから始まつておりました金融引き締め政策をほぼ解除したわけでありまして、今回の引き締めは、当初その効果があるのとはなかなかな容易ではないと考えられていたものでございまして、幸い輸出の予想外の好調な伸びもございまして、さほど長期にわたることなく所期の目的を達成することができ、

ましたことは、御同慶の至りに思うのであります。

しかしながら、引き締めが解除されても、景気は御承知のとおりなかなか急速には立ち直らない様相を呈しております。それは金融引き締めが解除されても、商品の需給面における供給過剰傾向とか、あるいは個々の企業における企業収益の悪化といったような問題が、目下短期間で解決されるめどが立ちません。これが企業の態度を慎重ならしめているところと思うのでございます。供給過剰といひ、企業収益の悪化といひ、実は三十六、七年の引き締めが終わった後において残された問題、たとえば貸金コストの上昇、資本コストの上昇、企業財務の悪化、消費者物価の騰勢などのいろいろの点が集約されたものでございまして、これを量産と無理な売り込みといった形で解決しようとして失敗した結果残されたものであると言ふことができるのではないかと思ふのでございます。

過去においては、なるほどこういった問題を量産、シェアの拡大といった形で克服した例も少なくなく、またその結果として、日本経済全体として世界でも珍しい高度成長を遂げたという事実も否定し得ないのであります。しかしながら、日本経済の基礎はここ数年のうちにかなり変化してきており、過去のような形をいつまでも続けられる環境ではなくておるのであります。先般の山陽特殊鋼の倒産は、真に遺憾な事件でございますが、私どもとしてはその教訓をかみしめ、反省せねばならぬと考えております。

わが国が八条国となり、開放経済体制へ移行してからちょうど一年を経過したわけでございまして、その間、米国の国際収支対策の強化、ポンド不安、国際通貨制度をめぐる論議の展開などがあり、国際経済環境も必ずしもこれまでのように長短外資を大量に取り入れて経済の拡大を行なうことが安易に許されるような状態ではなくなつてきております。今後のわが国経済の方向は、好むと好まざるにかかわらず、こういった内外両面の要因から、安定成長を目ざさざるを得ないと考え

ております。

今後の経済の見通しについては、一部に、設備過剰、在庫過剰から景気の自律的な回復はとも期待できず、今後とも長期にわたつて不況が尾を引くのではないかとこの見方もあるようでございしますが、設備過剰や在庫過剰の傾向はむしろ幾つかの業種を中心につきつき問題ではあります。それだからといって、全体としての景気回復が見込み得ないという状態ではないのではないかと思つております。需要面で見ますれば、輸出が著しく好調であるほか、個人消費、財政支出が今後とも着実に増加していくものと見込まれております。これらの需要が強かつたにもかかわらず、昨年後半、需要全体や生産の伸びが停滞したのは、もっぱら企業投資が減少したからであります。最近では原材料在庫の調整はほぼ一巡し、目先に若干の補充の動きも見込まれるような状態になってまいりました。設備投資につきましても、先行指標である機械受注で見ますと、このところ下げどまつた傾向がやややうかがわれてきておるのであります。したがつて、今後は輸出、個人消費、財政支出といったような需要にささえられて、総需要の伸びは次第に回復していく、これに伴ひまして景気はゆるやかながらも自律的な回復に転じていくのではないかと考えております。

もちろん過去において、引き締め解除後、比較的短期間のうちに在庫投資、設備投資が増加に転じ、これに伴ひまして景気回復のテンポがかなり急速であつたことに比べますと、今回の場合は、企業の投資態度が引き続き慎重であるところからして、景気が回復に転ずるといふても、そのテンポがかなり弱いものととらえることは否定できません。しかし、現在企業の投資態度が慎重なのは、過去数年来の設備投資の行き過ぎや、これに伴う無理な量産や、売り込み競争の結果、企業経営上にいろいろの問題が表面化し、これに対する企業の反省や問題意識が強まつたところによる原因があるものであります。したがつて、たとえば当面は

景気の回復テンポがゆるやかでありまして、こうした企業経営上の諸問題の解決を進めるために、こしはばらくは現在見られていくような業界の調整がまが持続されていくような環境を続けることが、長い目で見たわが国経済の発展にとっては何よりも肝心なことだろうと考えておるのでございます。

なお、当面の企業経営上の問題といたしまして、企業間信用の膨張が大きき問題になっていることは御承知のとおりでございます。企業間信用につきましても、経済規模の拡大、構造変化により、ある程度膨張するのはやむを得ない事情もあるものであります。ところが、現状が過大であるといふことも事実でありまして、これが企業の健全な経営にとって種々の困難な問題を引き起こしている点は無視できないものと考えております。日本銀行がいたしまして、このような観点から、常時企業間信用の問題につきましても検討を行なつており、銀行に対しては融資にあつた企業間信用を減少せしめる方向で考えてほしいといふことを指導してまいつております。ただ、現在の企業間信用の累積は、供給過剰傾向が漸次強まりつつある中で企業が与信拡張を通じて売り込みをはかつたことから生じているものであり、金融面からの対策のみで一挙にこれを解きほぐすことはむずかしいと存じます。いましばらく時間をかけて、企業間信用が徐々に解消していくような環境づくりに努力していきたいと思つております。

最後に企業の金利負担と関連いたしました、公定歩合引き下げ後の市中貸し出し金利の動向でございますが、これまでのところ一月の公定歩合引き下げ後も、市中の貸し出し金利の低下のテンポは従来に比べましてやや緩慢であつたように思われます。しかしこれは前回の引き下げが新規貸し出しがあまり増加していな時期に行なわれたこととや公定歩合の再引き下げ待ちであつたことなど、主として時間的なズレに起因しているものと思ふのであります。現に三月には手形書きかえの進捗もございまして、前月、前々月に比べ貸し

出し金利の下げ幅は拡大しており、今後四月以降は公定歩合再引き下げの影響も加わりまして、また四月には並手の自主規制金利も引き下げられておりますので、市中貸し出し金利の低下は今後次第に本格化するものと考えております。日本銀行といたしましては、先般市中貸し出し金利の引き下げについて配慮してほしいといふことを銀行協会に対して申し入れておりますが、今後ともその動向には十分注意してまいりたいと思ひます。

以上、はなはだ簡単でございますが、お指図によりまして最近の金融の情勢を御報告申し上げます。

○吉田委員長 続いて質疑に入ります。通告がありますので順次これを許します。佐藤観次郎君。

○佐藤(観)委員 ただいま総裁から金融問題についていろいろ伺つたのであります。私はその金融問題に触れる前に、いま総裁から山陽特殊鋼の問題がありまして、その問題と関連がありせんけれども、去る国会でも問題になりました吹原産業の問題について、あなたがその当時三菱銀行の頭取としてやつておられた時代でございまして、その点についてどういふようにお考えになつておられますか。この点、私は少なくとも第一に御心境を伺いたいと思ひます。

「話が違ひ、理事会の話は違ひうじやないか」「質問された以上は答弁してもらわなければ」と呼び、その他発言する者あり」

○宇佐美参考人 御指名をしいただければ……

○吉田委員長 宇佐美参考人。

○宇佐美参考人 ただいま御質問ございましたが、非常に遺憾なことに存じております。おっしゃるとおり、この事件が起きました当時は私は三菱銀行の頭取でございました。ただ目下司直の手で調べられておると承つておりますので、その結果を待つておるところでございます。

○佐藤(観)委員 日銀の総裁として、日本の銀行の指導的な立場にある銀行の総裁が、少なくとも

最近までやっておられた三菱銀行にあればどの大きな事件が起きたことを、司直のことがわからなければやらぬというようなことは、私は無責任だと思ふのです。少なくともあなた自身の良心に訴えて、あなたのほうで銀行で起きた問題です。あなたの支店長が起した問題なんです。それを知らぬということは、あとで司直のあれがついてからという話では、少なくとも私は総裁としてその点は満足だと思ふのです。それでもあなたは司直でまらなければ、自分の進退のことは言えぬとおっしゃるのですか。

○宇佐美参考人 私は決して知らぬということを申し上げておられません。ただ現在司直で調べられておられますので、これをお待ちしております。ただ私としては非常に遺憾なことに存じておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 少なくとも……。

○吉田委員長 佐藤委員、ちょっとお待ちください。佐藤委員に申し上げますが、理事会の申し合わせもありまして、一般金融に対しての御質疑に集約されていただきますという理事会の申し合わせでもございますので、委員長は特に理事会の申し合わせに従って委員会を運営することになっておりますので、特定のことにあつてあまり詳しく御質疑をいただく、できるだけ一般金融の問題として御質疑をお願いいたします。

○有馬委員 関連して。ただいま日銀総裁から当面の金融情勢についてお話がございまして、その間過当競争の問題についてもお話があり、また企業間信用の問題についてもお話がありましたし、また山陽鋼の問題についてもお話があったわけでありまして、その点について、佐藤委員のほうから銀行の融資の態度について調査を進められることは、もちろん限度はあります。いま委員長からお話のありましたように限度はあります。調査を進められ、その点についてはお互いに良識を持って進めていくということで、委員長のほうにおいても、その点、限度は佐藤委員のほうもわき

まえておりますので、よくお聞きの上進めていただきます。このように要望をいたします。

また総裁にもお願いしたいと存じますが、中央銀行の総裁として、都市銀行のあり方については、いま当面の金融問題としてお触れになった限度においては、委員の質問に対してお答えいただきますようにお願いしたいと思います。

○佐藤(観)委員 国会において委員会の発言を封じるといふことは非常に残念だと思ひます。そこで私は、宇佐美総裁が前に三菱銀行の頭取をやっておられて、そこで事件が起きたので、その融資の問題はあとで触れる問題として総裁にお伺いするのであつて、こういうことを一々こだわつたのでは国会の審議ができないと思ひます。だから宇佐美さん自身もたびたび新聞で発表されておられますが、自分は全く事実無根だ、それだからそれおられますから、こういう公の席で私たちの言う宇佐美さんのことを——全然関係のない問題なら私は問題にしませんけれども、少なくとも私は良心を持って総裁に伺つておるのであります。そういう点はひとつ十分理解していただきたいと思ひます。

そこで昨年の七月ごろ、池田総理が日銀総裁を民間から起用する考えがあるのだという話を宇佐美さんに言われたそうであります。そのとき宇佐美さんは、自分の目ごろの信念から、民間から日銀総裁を選ぶのはいいだろう、こういうことを申されたことがあるそうでございますが、その点はそういう事実があったかどうか、これもあなたが日銀の総裁になられたから、ちょっとお伺いしたいと思ひます。

○宇佐美参考人 そういふことばであつたかどうか、はつきり記憶いたしておりませんが、雑談の間にそんな話があつたように思ふのであります。むしろそのときは、私は日本銀行に参るとは夢にも考えておりませんでした。そういう問題をそんなに深く真剣に二人の間で話した、そういうふうにおとり願つては困ると思ひますが、そ

ういふことも一つの方法ではないかというふうにはお話ししたように思ふのであります。それ以上話は全然進んでおりませんでした。

○佐藤(観)委員 まあ日銀の総裁になられたあなたの心境のことを聞く必要はありませんけれども、当時いろいろ競争者があつて、あなたが抜てきされたといふことを聞いておりますが、もう一つ問題になっておりますのは、ただいま有馬理事が言われるように、融資の問題について黒金官房長官とそういう関連があつたかどうか。これはいろいろ問題が流れておりました。そういう問題について、あなたは当時は三菱銀行の頭取でありましたから、そういう心境もこの際打ち明けていただきたいと思ひます。

○宇佐美参考人 私が日本銀行総裁になるにつけて、どういふ話し合いが政府の間で行なわれたか、また競争者があつたといふいまのお話ですが、私は全然存じておりません。それから黒金氏との話について御質問がございましたが、黒金氏とは私の融資の問題などにつきまして、全然話しておりません。話したことはございません。はつきり申し上げておきます。

○佐藤(観)委員 そういふことになりましたと、黒金さんから融資のことについて全然話が出ていないという話でありますが、黒金さんとこの吹原さんという人との関連でいろいろ問題が起きているのであります。あなたが吹原さんと全然会つたことがないとおっしゃつておられますけれども、事実があるのでございませうけれども、そういうふうなお考えでございませうか。

○宇佐美参考人 私は会つた記憶は全然ございません。

○佐藤(観)委員 それでは今度の十四日に出席する「財界」の中で、児玉登士夫君がはつきりと明言しておるのでございますが、その部分をちょっと読んでみます。「それは吹原はそのほかにも新橋に二、三カ所、池田さんの席にも来ています。「私には用があるから」といって先に帰つたり、傍若無人に振るまつていたという。そんなこと、みな芸者

が知つていますよ。それで、オカヨという女中さんに「おい、吹原来たか」というと「来ています」。「黒金さんくるか」というと、「一緒に来ます」。「前に宇佐美さんなんか来たことがあるか」、「ええ、三人一緒にいらしたことがありますが」、「帳簿にのつてゐるか」、「ええ、のつてゐます」といふんだ。それでいつてやつた。こういうことが出ています。これは十四日に出席。だから、もしあなたがいま私におつしたようなこととでございましたら、ひとつこの雑誌を告発してもらいたいと思ひます。それでもだいじょうぶですか。

○宇佐美参考人 そういふ事実は私でございます。ただ、いま告発してくれというお話でございますが、それは、そういうことをいまここでお話し申し上げて御返事する限りではないと思ひますので、お許しを願ひよう存じます。

○佐藤(観)委員 どうせ「財界」といふ雑誌が十四日に出席するから、この話がうそであるかどうかということとはあとでいろいろあると思ひます。

そこで今日金融が非常に正されていない、非常に間違つてゐるというところは、何も三菱銀行だけではない。三菱銀行と大和銀行の人がここに来て話された中で、われわれは銀行がこんなでたためであるのかといふことに驚きました。少なくとも三菱銀行は三井銀行とともに非常にまじめな銀行でありまして、われわれも非常に尊敬しておりました。ところがこういう事件が置かされて、三十億の金が簡単に消されるというようなことはわれわれ想像できないのであります。その点はあなたが日銀の総裁としてどのように考えておられますか、伺いたいと思ひます。

○宇佐美参考人 貸し出しの点につきましては、私は吹原産業に対しては三菱銀行の關係ではございませんが、日本銀行総裁として非常に遺憾な貸し出しと存じます。貸し出しにつきましても、貸し出しをする場合に調査することも必要でございますし、またした場合に事後管理も非常に必要だと思ひます。その点において非

常に不完全であつたということを遺憾に思つておられます。それから三菱銀行に關しまして、これは貸し出しではございませんが、預金証書の問題でございませう。これもその人間を信用したという点、それであらう便宜な扱いをするということとは、非常に間違つておると考へております。こういう問題につきましては、今後各銀行とも十分注意していただかなければならぬと考へております。

○佐藤(觀)委員 私たちの常識で、小さい長原の支店長あたりが、三十億というような金を簡単に処理できるものかどうか。これは頭取であつたあなたとしてどういふように考へておられますか。またいきさつもあつたと思ひますが、この点はどうなふうになっておりましたか、伺ひたいと思ひます。

○宇佐美参考人 この問題は実は私は三菱銀行の現在の頭取から報告を受けるまで、全然知りませんでした。したがつて私自身もこういう大きな預金を、こういう形でどうして簡単に証書を渡したのか、全く理解に苦しむところでありましたが、事柄できたことは間違いないようでございます。もう非常に遺憾なことに存じておるわけでございます。

○佐藤(觀)委員 私はわざわざ宇佐美さんを責めるわけではありせんけれども、たまたまあなたが三菱銀行の頭取であつたということから、日銀の總裁になられたのでこういうことを伺ひするのであります。私は少なくとも最近の金融情勢、それからいまの山陽特殊鋼にしても、銀行に關連して非常に不祥事だと思ふのですが、そういう点も、あなたはいま日銀の總裁として銀行に指導的な役割りを持つておられるわけでありまして、それはこの事実が司直の手でわかつてから自分が責任をとるということは、少なくとも私は常識として責任をのがれておられるのじやないかと思ふのです。そういう点についてあなたはどのような処理をしていかれるのか。少なくとも、これはひとり三菱銀行だけではない、大和銀行もあります。

こういう問題、国民の銀行に対する不信というものはおそろしいものだと思ふので、その点はどういふにお考へになつておられますか。

○宇佐美参考人 この問題につきましては申すまでもなく私は心から遺憾に思つております。ただ、いま司直の手で調べられておりますので、その決定を待つていたすよりしかたがないと思つております。

○佐藤(觀)委員 時間がありせんから、同僚からもいろいろ質問があるかと思ひますが、御存じのようにきょうの朝日新聞にも「黒星つづきの銀行」という記事が出ております。それからおそろしく今週の週刊誌とかその他の雑誌にも、銀行の問題についてあらゆる問題が出ておると思ふのです。私は少なくともあなたが日銀の總裁としてこういう不正な、あるいは不明朗なことがどんどん起きたというところについては、非常に責任を感じておられるのか、今後どのような方法でこの不正常になつた金融機関を指導していかれるのか、その御意思、いわゆるあなたの御決意を伺ひたいと思ひます。私はまだ材料がございませうが、時間が切つてありますから、最後にそれだけ伺ひして同僚にかわります。

○宇佐美参考人 同じ御返事を申し上げて恐縮でございますが、私としては心から遺憾に思つておるのでございませうが、やはり司直の調査を待つておるのがいまの私の心境でございます。

○吉田委員長 有馬輝武君。

○有馬委員 先ほどお話のありましたことと順序が狂つてまいるかも知れせんけれども、当面の金融政策について二、三伺ひをしたいと存じます。

その一つは企業間信用の問題であります。現在のこの膨大な企業間信用、これについて減少するように銀行を指導するということをおっしゃつて、その環境づくりについても日銀として考へて

いかなければならないというお話がございましたが、その環境づくりについて具体的にどのような点をお考へになつておられるのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○宇佐美参考人 企業間信用につきましては、前から私は非常に心配をしておつたわけでございますが、日本銀行に参りましてから、この問題がやはり今後の日本の経済の上において非常に大きな問題だらうということ、調査を始めたわけでございます。その調査の結果につきましてはすでに二、三回新聞でも発表いたしましたので、ごらんくださったと思ふのでございませうが、なかなか複雑な非常に数の多い問題でございませう。また研究調査を始めますと、いろいろの点で調査がまだ不完全であるということに氣づいておる次第でございます。根本的にいいますと、先ほどもちよつと申し上げましたとおり、経済の規模が大きくなりまして当然信用が膨張するのは、もう世界各国同様でございます。さらに日本にいろいろ構造的な変化が起つてまいります。たとえば割賦、月賦取引というものが、最近日本で非常にふえてきております。こういうような構造的な変化も起つておる。私どもの調査で現在総額売り上げ債権として二十二兆というふうに見えておりますけれども、そのうちはたしてどれくらいのものが過當のものであるというふうな認定はなかなかむずかしいのでございませう。しかしいづれにいたしましても、本質から申しますと、金融がゆるみまして、これは企業間信用が縮小し、引き締めますと伸びるという傾向に進むべきだと思ふのでございませうが、最近の情勢を見ますと、金融がゆるんだ場合でもなかなか縮小しないという点が一つの心配な点でございませう。もう一つは実質の問題としまして、条件が非常に悪化しておる。ただ同じような条件のものがふくらんだというだけでなくて、条件の悪化という、たとえば支払ひ期間が非常に延びるというような点で、悪化の面も両方からきておるように思ひます。どうも経済が拡大したから、あるいは構造が變つたからというだけで、

これをほうつておけない問題ではないか、かように考へております。

それでは一体どういふふうにしたらこれを縮小できるのかといふと、根本的にいひまして、いまの供給過剩の状態が少しでも供給と需要がバランスしてくる状態になつてきませんと、これはなかなか縮小しがたいものではないかと思ふのでございませう。バランスしないということは、要するに非常に強度の売り込みであるとか、そういう面がありまして、単に金融をゆるめたからそれが縮小するといふ状態ではないのではないかと、かように考へております。しかしさばといつて、漫然と需給關係がバランスする、いまの供給過剩の状態が直つてくるというのを待つておるといふわけにもまいりません。したがつて私どもは銀行が現実に貸し出しをする場合には、その面でも配慮をして、そして縮小するように努力してもらいたいということを言つておるわけでございます。そのためには現に日本銀行としましては、ことしから金融を緩和の方向に持つていつております。いま現実に資金需要という問題から見ますと、やや緩和のほうに運んでおりますので、銀行が融資をする場合に、その点に配慮をしてくれれば若干は直るのではないかと。そうしながら一方におきまして需給關係が直つてくる。両方からいかなければいけないのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○有馬委員 私はいま總裁が御指摘になりました点を進めていただくと同時に、日銀としても量の問題と同時に質の問題を考慮していただく積極的な姿勢があつていいのじやないか、このように考へるわけですか。具体的に申し上げますと、日銀としても都市銀行あるいはその他の銀行を指導する中で、特に別ワケとして、たとえば中小企業向けのものも考へる。方法論は幾らでもありましよう。このメソッドについてはいろいろ論議の余地がありますが、しかしやはりそういう特別の配慮というものが必要ではないかと思ふのでありますが、その点についての御意見をお聞かせ願ひいた

い。

○宇佐美参考人 中小企業の金融につきましては、政府の機関もございまして、また一般的に銀行、さらに相互銀行であるとか、信用金庫、いろいろの機関がございまして、そういうところがいろいろの中小企業の問題について、従来より一そう関心を持つということが必要だろうと思ひまして、機会あるごとに中小企業の日本における重要な地位というものについて話し合ひを常にやつておるつもりでございまして、ただ企業間信用につきましては、中小企業だけでなく、大企業のほうを直す必要もあるのではないかと、私はかように考へておる次第でございまして、大企業のほうの関連の産業に対してどういふふうな態度でいるのか。むしろ非常に考慮をしておられるところもございまして、なお足らないところも十分あると思ひますが、これはまた一方から言ひますと、非常に言ひにくい話でございまして、その間にどうして力関係という問題もございまして、片一方において非常に物を売りたい、中小企業のほうで注文を取りたいという非常な熱意もございまして、そういうものに対して大企業のほうは、ただそういう相手の立場を理解すると同時に、そのためにどんな困難も加わつておるかということについて考へてもらなければならぬ、なかなか中小企業の問題としてだけでは解決しにくい問題ではないか、かように考へておるのでございまして。

○有馬委員 いま總裁が指摘になりました点は確にか事実であります、傷にたとえて申し上げますと、かさぶただと思ふのです。そこにいま總裁が言われたように、こう薬を塗ることも必要でしようけれども、根は、かさぶたは内部の疾患から出てきておりますので、私はその内部の疾患に対する注射が必要じゃないか。都市銀行にそういう要請をされる、あるいは他の銀行にそういう要請をされても、現在では先ほど御指摘になりました資金需要はある程度ゆるんだという見方をされましたけれども、そういう一面的に把握できないところが残つてゐるのじゃないか、その点

に對する配慮というものをせひひとつしていただきたい、こういう気持ちから御質問を申し上げておるのです。

○宇佐美参考人 いまの先生のおつし、った点は、私も全くそうだと思つております。中小企業の問題にしましても、企業間信用の問題にいたしましても、これはあるところが悪いというのではなく、全体を直さなければならぬということを申し上げたわけでありまして、特にそれは最も悪いのはどこだということになりますと、中小企業の点も確かに大きな問題だらうと思ふのであります。最近日本銀行の支店長会議などでも、とかく大企業のほうにばかり目を向けないで、中小企業の現状を大いに研究し、また相談相手になるように、またいわゆる中小金融機関と言つても、従来相互銀行あるいは信用金庫等につきましても、従来のようなことではなくて、ほんとうにその土地、土地の企業についてもっと突っ込んでやつてもらいたいということも、常に機会あるごとに話しております。やうなわけでもございまして、単に話をすればいいのではなく、全国の日本銀行の支店をもつてこの点の調査を十分これからやつていきたい。そうして少しくともよくしていききたい、かように考へておる次第でございまして。

○有馬委員 次に伺ひたいと思ひますが、いまお触れになりました景氣の回復のテンポについてであります。通産省あたりは五、六月ごろから回復期に向かつていく、なおいま景氣の刺激策と申しますか、そういうことについてやるべきだ、あるいは慎重に検討すべきだという論議がかわされておりますが、このテンポについて、先ほどゆゑやかにというおことばを使われましたが、具体的に景氣の刺激策策というものは、現在とつたほうがいいのか、とらないほうがいいのか、この点について日銀としてはどのような判断をなされておるか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○宇佐美参考人 景氣の刺激策につきまして、いま各方面でいろいろ議論をされておることはよく存じております。ただ景氣の刺激策と一口に申しまして、いろいろの程度があるわけでもございまして、非常に進めるべきだという議論をする人、また差し控えたほうがよいという議論をする人の間で、またいろいろの違ひがあるわけでもございまして、したがって私といたしましては非常に強烈的な刺激策をとらうというところは、せつかくいま調整ムードである日本の體質改善をはかろうという空氣が強い際でございまして、そういう強い調整の機運あるいは企業間の體質改善の氣持を少しでもそこなうような、あるいはこの辺でいいのだというやうな氣持を出させるやうな大きな刺激策は、この際は慎むべきではないか、かように考へております。したがっていましてこのままどうにしようもないのだという意味ではむしろございせんし、先ほどもちよつと触れましたが、大體いまの資金需要から見まして、各銀行から要望をしまつてまいりましたワケというものは、ほとんど全額認めてワケをきめておるというやうな状態、昨年から比べますとかなり金融はゆるめておるつもりでございまして、したがっていまして金融のゆるめ方といたしまして、いまの状態、いまの氣分をなるべく害さないやうにすることが一番大事だと思ひますので、いま急に言われておるやうな激しい景氣振興策というやうなものは、こしはばく出さないほうがいいのではないかと、かように考へておるのでございまして。さらばといつて、全部何もかもしなというわけではないことは当然でございまして。なお、いつごろというお話でございまして、これは非常にむづかしい御質問でございまして、また私の立場からいつて、景氣がよくなると申し上げることは差し控へるべきだと思ひます。しかしいまの状態を参りましたから、やはり景氣回復の氣分というものはそんなに速くないところできわめて緩慢と申しますか、ゆるやかではございませうけれども、だんだん出てくるのではないかと、かように考へておる次第でございまして。時期の点はむづかしい問題であるばかりでなく、私

は時期を限るということでは差し控へるべきだと思ひますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○有馬委員 私の時間があつて、三分のようでもございまして、最後にお尋ねをいたしたいと思ひます。これは、先ほど供給過剰という問題について触れたわけでもございまして、とにかく銀行自体が過当競争を行なつておる。そうしてそのしりぬぐい日銀借入れにたよつておる、これは正常な姿ではないと思ふのです。問題は將來の方向としてではなくして、現在のこの姿をどのやうに是正せようとしておるか、先ほど佐藤委員が触れた過当競争の結果、あつて常識はそれの事態が出てきておるのであります、これは預金、貸し出し、いずれにいたしましても慎重に進めてまいらなければならぬことだと思ひますが、この過当競争を抑制する手だてとしてどのようなことを考へておられるか、お聞かせをいたしたいと思ひます。

○宇佐美参考人 銀行の過当競争というお話でございまして、確かに過当競争と言つてもいい方ない点はあると思ひます。しかしこれは日本全体の各企業についても同様のことが起つておるわけでもございまして、したがってほかの企業が起つておるから、せめて銀行だけでも過当競争をしないやうにという御意向もあると思ふのであります。しかしやはりそれぞれの企業としての銀行の立場もございまして、決して私は行き過ぎた競争がないと思ひませんが、これはしかしいまのような、現在におきましては非常に自重といひますか、そういう点においてやたらな競争を見せかけの競争をするというやうな事態は、もうだんだん過ぎ去つていくのではないかと、かように考へておるのでございまして。そういう点から申しまして、たとえばオーパーローンの問題につきましても、これは御質問はございませうでしたが、私の説明の一部としてお聞き取りを願ひたいと思ひますが、實質的にはオーパーローンというものは、一般の銀行の日本銀行からの借入れは最近

減つてきておることは事実でございます。ただ日本銀行の貸し出しが表面的に減つておりません。というのは、たとえば外国為替の貸し付け金であるとか、あるいは日証金に対する貸し付け金、あるいは買手、そういう金額が非常に多量にありまして、直接一般銀行に対する貸し出しは、試みに申し上げてみますと、昨年の三月の残高は九千三百八十億でございますが、いまは六千六百三十九億に減つておる、かような状態でございます。

○有馬委員 終わります。

○吉田委員長 只松祐治君。

○只松委員 引き続き金融問題について若干お尋ねしたいと思ひます。すでに總裁のほうからも大要の御説明があり、また有馬委員からも問題の指摘はあつたわけでありまして、多少そういう点で重複いたしますが、お尋ねをいたしたいと思います。

まず第一は企業間信用の問題ですが、俗なことばでは売り掛け金というものが使われていますが、これが二十二兆あるいは二十三兆円にのぼると、推計でありましようが言われております。これが今日まできた原因には、日銀当局の発表あるいは大蔵省当局の発表等、多少見解の相違がございますが、いろいろ一定の理由がある、こういうことを申し上げておきますが、ここで總裁のほうからあらためて、こういうふうな膨大な企業間信用が起つてきた主要な原因というものはどこにあるか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○宇佐美参考人 企業間信用につきましては、確かに金融がもつとふえてもいいたくないか、つまり金融の引き締めの結果だといふようなことも全然ないとは、私申しません。しかしいまの日本の企業間信用は、一つは非常な設備投資の結果、もう一つはそのために供給が非常にふえまして、いわゆる日本のいままでの需要が多い経済から供給が多い経済に移つてまいりました。その結果どうしても持つてゐるものを売らなければならぬ、供給過剰の状態を、売らなければならないという

ために、いわゆる売り込み競争というものが起つて、金はあつてもいかにとにかく売らうというふうなこともなつてまいりましたし、買うほうもまた金が不足している、そういうぐるぐる回つておる経済でございますので、不足しているために、自分のほうの売り掛け債権と買い掛け債務とがバランスしてないために、いろいろのそういう企業間信用を利用せざるを得ないという状態になつてきたのだらうと思ひます。したがらまゝしてさらにいろいろ延べ払い——海外の延べ払いがふえてまいりますと同時に、国内においても延べ払いがだんだんふえてくる傾向がございますし、また日本ではあまりいまだでなかつたのでございますが、自動車その他のいろいろの月賦払いという制度がだんだん起きてきたために、そういう金融のしわが企業間信用という形で起つてきたのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○只松委員 表面上は確かにそのような原因だけれども、実質上はむしろ三十七、八年度ごろにおける金融引き締めからこういうふうな金融のあり方になつてきた、こういうことがいわれておるわけですが、そういうふうにはお思ひになりませんか。やはりいまお述べになつたような、特に近ごろはいまおっしゃつたようなことが主因になつてゐるかと思ひますが、その発端というものはそういうことではないか。とするならば、きょうはまあ總裁としてのあれですからわれわれ与野党の立場ではございせんが、やはり政府の高度経済成長政策にもばくは問題点がある、まあそれはそれといたしまして、いま三十七、八年度の金融引き締めによる主要な原因がある、こういうふうにはお考へになりませんか。

○宇佐美参考人 確かに前回の金融引き締めの際に非常に企業間信用が膨張してきて、そうしてその次に三十八年にゆるみましたときに、これが緩和されなかつたという点が問題だらうと思ひます。企業間信用というものは、先ほども申し上げましたとおり経済が膨張し、構造が変わり

ますと、ふえるのはいたし方がないのであります。しかしなかなか従来の経験から見ましてそういう足りもございまして、前回の引き締め後の間は、三十八年におきましてはこれがあまり改善されなかつたというよりも、ほとんど改善されなかつたという点が、三十九年の引き締めからこれに拍車をかけたということになつてきたのではないかと。おっしゃるとおりだらうと思ひます。

○只松委員 原因だけ探してもなんでございませうが、いまいふゆる一千万円以上の捕捉されておる会社でも、月間五百件あるいは七百件という倒産がある。一千万円以下の捕捉されてない会社というものは、さらに膨大な数になつてくる。この中で約五分の一くらいは、表面上黒字倒産といふことが言われておるわけですが、この黒字倒産の主要な原因もまたこの企業間信用の膨大、膨張といふことにもあると思ひます。こういうことを考へてみますと、何らかの形で、先ほどから何か対策はしなければならぬというふうなことはございまして、けれども、何かもう少し具体的には、やはりこの問題に取り組む必要があるのではないかと、こういうふうな国民を安心させるような、裁のほうで、何かそういう国民を安心させるような、そういう特効薬というものはなかなかないと思ひますけれども、これだけ重大な問題になつてきておると私は思ふのです。きょうはそういうところまで論ずるわけにいきませんけれども、この企業間信用の膨張について当面打つ手がありまして、ひとつお教へいただきたい。

○宇佐美参考人 私は先ほど申し上げましたけれども、日本銀行に参りまして、また五カ月でございまして、最初に取り上げた問題は、企業間信用でございます。この調査につきまして、少し話がそれますが、統計的な調査、それからアンケート的な実質調査と両方をいま並行してやつておるのでございます。まず実態をつ

かまないと、対策も出ないのであります。大体いまのところ二、三日前に結論が出まして、そして実態がわかつたつもりでありますけれども、しかしなおしさいに考えますと、いろいろの点にまだ調べなければならぬと思ふ点が多々あるのでございまして。しかしそれはとにかくいたしまして、これをどうやって解いていくか、先年これを解くために電力会社に対して特別の融資をしたことがございまして。これは私の記憶が間違ひなければ、たぶん開発銀行から金が出て、政府資金でやつたことがあるのではないかと思ひます。そしてこれは電力会社が非常に設備をいたしまして、その設備をいたすために、電機メーカーに金を流しまして、そうして、その電機会社が製鉄会社に流す。いわゆるひもつき融資のようなもので、たいへんこれが効果を上げたように記憶いたしておるのでございます。もしもこういう方法がとれるならば、一体どういう業種にとつたらいいかといふような点も考えなければならぬと私は考へておるのでございますが、いづれにいたしまして、第一は、各銀行がそういう点に対して関心を持つ、融資をする場合にその融資の相手がどういふ延べ払いあるいは手形を振り出しておるのを、どういふふうによつておるかという点について、もう少し各銀行がこまかくやつていくということが一番手つと早い方法ではないかと、それらにつきまして、いま銀行協会のほうとも話し合ひを始めておるところでございます。いづれにいたしまして、大上段にいろいろの方策をつくるということも、あればけっこうでございますが、地道にきめこまかくやつていくということがさしあたり必要ではないかと、かように考へておるのでございます。

○只松委員 そういたしますと、大体調査が一段落すれば何らかの形でこれに対する対策をとりたい。まあいわば夏過ぎでもそういうものを持ちたい、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○宇佐美参考人 それにつきましても、ただ金を流すというだけでなく、全体の需要と供給が少し

でもマツチしてこないといけないのではないか、
かように思つておるのでございます。

○只松委員 次に融資、増資の問題について、
さつきこれも有馬委員のほうから景氣刺激をする
のか、あるいは抑制をするのか、これはいろいろ
の論があるわけでございます。参議院選挙を控え
て与党のほうから多少刺激というふうなことはも
と出るわけですか。あるいは金融界のほうからはも
と抑制というふうなことも考えられておるわけで
ございまして。総裁はまん中をとつたようなさつき
発言だつたと思うのです。しかし個々の事業会社
にいたしましては、なかなかそう抽象論議では済
まされなかつた。たとえば増資する会社が、金繰りが
悪いから何とか増資したいといつてもなかなかう
んと言われないし、あるいは将来の見通しも立たな
いといふことで、たいへんに困つておるだらうと
思う。あるいは一説に言われます株価の百五十円
以上は増資してもいいんじゃないかといふような
ことがある。これも証券対策のときにちよつと私
言つたのですが、いま粉飾決算が公然と行なわれ
て、山特みたいな極端な例もあるわけですが、株
価を百五十円に上げるために、たとえばいま
まで六分配当でやつておつたのを八分配当にこ
百五十円にするという粉飾決算は公認会計士がこ
ういうだらしない状態では簡単にできるわけだ
す。こういう面から見ても増資の問題一つとつて
も、具体的にどうかといふことになるかなんか
ずかしい問題で、そういう具体的な答弁はできな
いかもしれません、そういう現在もたいへん困つ
ておる先行き見通しが立たない産業界その他に立
つて、さつきみたいな答弁では、これはこの場だけ
のあれにはなると思ひますが、なかなか安心し
た財界や何かの考えは出てこないで、私はもう
少し一歩進めた御答弁をいただけたらけっこうだ
と思ひます。さつきの有馬君の質問をもう一歩進
めたような形でひとつ御答弁いただきたい。

○宇佐美参考人 いまの景氣刺激策という問題に
つきましては、大体先ほど申し上げた点で、せつ
かき調整——いま日本で最大の問題でござい
ます供給過多という問題につきまして、やはりこ
れを直す方向に向かうためには、さらにここで急
激な刺激策をとらなければならないかと思つて
おるわけでございます。

それからまた増資の問題につきましては、本来
は株式と自由市場であるべきでございます。こ
ういふいまのような変則的な増資差し控えといふ
ようなことはまことに通常ではないわけござい
ますが、現在の株式市場から見ると、ここに
大きな増資をするといふことは、とうていやろう
と思つてもできない状態でございます。したが
いまして、これは次第に解除していかねばなら
ないといふ問題ではございまして、その点
ははつきりいたしておりますが、直し方につ
いてはきわめて慎重にやつていくのがいいのではない
か、かように考えておるわけでございます。

○只松委員 持ち時間があと二、三分になりました
ので、最後に一点だけお尋ねをしたいと思ひま
すが、先ほど佐藤委員もちよつとお尋ねになりま
したが、これは総裁が別に三菱の頭取であつたか
ら、なかつたから、あるいはこの事件に関係があ
るからとかいふことを別にいたしまして、金融問
題からも三十億といふような自己あて小切手が出
されたりあるいは通知預金証書が出されるという
ことは、これはおそろく総裁が銀行マンとして長
い生活の間に前例のないと申しますか、知られて
ないことだと思ひます。そういう前例があればひ
とつ教えていただきたいと思いますがおそろくな
いだらう。そうするとこれだけ重要な問題、ある
いは三菱だけに限つて言へば、山陽特殊鋼の場合
も副社長が何か重役をお出しになつて。この
いふいわゆる三菱銀行として、やはり天下の一流
の銀行として、山特あるいはこういう問題に御関
係になつておる。あるいはまたこの場合その他常
識ではとても考えられないことが金融問題として
行なわれておるわけなんです。こういうことにつ
いて、一体だれが責任を負ふのだらうかというこ
とを私はつくづく感ずるわけなんですけれども、
あなたはどういう金融上の大きなミスを行

なつたという責任は、一体だれにあるとお考えに
なつておられますか。直接関係されておりました
から、なかなか酷な質問のようでありましかれど
も、これは預金者側の国民にとつては、三十億と
いふような金が云々されるというふうなことは、
きわめて不安を抱く問題であります。ひとつ金融
マンとしての宇佐美さんに、責任の所在という
のは一体どこにあるかといふことを、御感想をお
聞きしておきます。

○宇佐美参考人 ただいまの問題でござい
ますが、おっしゃるとおり私も銀行の仕事を始めま
してから、こんなに大きな金額の間違いをしたとい
うことは夢にも思つておらなかつたわけでありま
す。したがういふ夢に思つておらなかつたわけであり
ましてから非常に痛切に遺憾に存しておる次第で
ございまして。ただ責任を感じるといふ問題につ
きましては、いま私自身の地位が非常に責任のある
地位であることを考へまして、いま司直の手で調
べられておる問題が、全貌がはつきりいたさな
いうちは何とも申し上げかねる。ただ申し上げる
ことは、私としては現在ほんとうに遺憾に、残念
に、たまたまなく思つておるところでござい
ます。

○只松委員 なかなか責任ある地位で御答弁がむ
ずかしいと思ひますけれども、こういうことが再
び起こらないように、国民が安心して銀行に預け
るように、単に三菱銀行の頭取ではなくて、特に
いま日銀総裁になられたのですから、ひとつ十二
分にこういう問題について、日銀はもちろんで
ございまして、全国の金融マンに強い命令はござ
いませぬでしょうか、そういう注意を喚起されん
ことをお願いいたしまして、私の質問を終わら
します。

○宇佐美参考人 どうもありがとうございます

○吉田委員長 堀昌雄君。

○堀委員 最初に、これは日銀総裁にお伺いす
るのが筋だとも思ひますけれども、かつては全銀
協の会長もおやりになつており、中央銀行の総裁
でもありますので、御感想を伺いたいと思ひます

のは、最近いろいろと都市銀行の問題がございま
すけれども、この問題に関連をして、全国銀行協
会会長というもののあり方も、少し検討を要する
問題ではないのか、こう私は考へておるわけであ
ります。ところが現在は全国銀行協会の会長は、東
京の都市銀行の会長がおおむね兼任といひます
か、されておるようでありましかれども、私はや
はり金融機関の、特に一番大きな比重を占めてお
ります都市銀行、地方銀行の協会の会長の責任な
り、その持つております、協会加盟の銀行に対す
る指導力なり、これらの問題はゆるがせにすべき
問題ではない、こう考へますので、選任のしかた
がもう少し民主的と申しますか、単に東京の都市
銀行の会長が回り持ちでやるというふうな機械的
な処理は、この際再検討を要するのではないか、
もう少し広く幅を考へる民主的な方法等を、都市
銀行及び地方銀行の皆さんが真剣に御検討にな
つて、もう少し全国銀行協会というものの權威とい
ひますか、そういうものを自主的に高めること
が、この際特に必要ではないか、こういうふう
に感じますので、ひとつ中央銀行の総裁としてこの
宇佐美さんの、これに対する御感想を承つておき
たい。

○宇佐美参考人 ただいまの御質問につきま
して、実は私がいま銀行協会に属していません
ので、御指摘のとおり少し御返事にくい点がある
のでございまして、感想といふことでございま
すのでお許しを得て、これは私が申し上げる問題で
ないといふことでひとつお聞き取りをお願いいた
します。

いまの銀行協会が、東京に本店を置く銀行が回
り持ちで持つという慣習は、御承知でもいらつ
しやいまいしやうが、非常に交通機関が不便なとき
に、どうもいろいろ用があるもので、地方にいる人
はなかなか常時東京にはいられないといふことか
ら、慣習になりまして今日に至つておるのでござ
います。

したがういふことで、私は銀行協会の会長をいたし
ておりますときに、こういうような方法はいかが

題が前向きだと思えますけれども、そういうものを既定の事実として固定をして、金利を高くすることのほうにのみ研究が進められるならば、私はこれから触れたいと思います。公社債市場をつくりたいという方向に逆行するのではないかと考えるわけがあります。

私は、かつて山際総裁にたびたびお越しいただいたときに、何回か申し上げてきましたが、全体としてコールもようやく少し落ちついてきましたから、これから二銭程度のコールの中で公社債市場をつくることを少なくとも政策当局、大蔵省も、日銀も真剣に考えていただきたい段階にきております。しかし現在この社債の金利を多少上げなければならぬと思いますが、多少上げなければならぬけれども、片や六分三厘の二年ものの定期ができるということになりますならば、そういうものに見合った社債金利というようにならなければならぬと、かなり大幅に上げなければならぬとされてまいりません。やはり全体としての金利がでるだけ下げられる条件の中で、上げることもできるだけ小幅に上げることが日本の国際競争力を付与することにもなるわけでありまして、公社債市場育成の問題というのは、やはり全体として人為的な低金利政策は困りますけれども、少なくとも金融緩慢の状態がある際に、それをかき乱すような措置は金融正常化に逆行するものであつて、いま総裁は検討をおつしやうたけれども、この二年定期はやらぬという前提に立つての検討をどうするのか、銀行が二年定期を要求する背景というものの分析をする必要がありましよう。その分析に立つて、その他の関連の中での問題を検討するのではありません。これはむしろ向きの検討にならざるを得ないのであります。そういう検討を中央銀行がやられる。うしろ向きの検討をやられるということは、私は中央銀行としていかがであらうか、こう考えるわけでありましよう。その点につきましては時間もございませんから触れませんが、ひとつ前向きに御検討をいただきたい、かように考えるわけでございます。

その次に、私もいま金融制度調査会で融資ルールの問題が取り上げられておりましたが、なかなか金融機関方面でも、その他でも問題が進展をいたしません。当委員会の小委員会において取り上げまして、一応第一、四半期の終わりに全体のものができるわけはございませんから、第一、四半期のうちにできる可能な範囲のものをひとつ成案を得て処置をしていただきたい、こういう要望を先般金融界の代表の方にいたしました。私が強く融資ルールを論じておりますのも、何とかして融資が一応歯どめがかかって二銭程度のコールの条件が一年なり二年なり続く条件をつくらずしては公社債の市場をつくることは不可能でありますから、そのためには、この融資ルールというものは重要な歯どめになるし、これについては私は産業界も金融界も真剣に考えていただきたい、こういうふうなことでお願いをいたしておるわけでありましよう。その融資ルールを含めて現在のそういう金融緩慢の状態について、中央銀行はコールをどの程度に置くかということ、多分に中央銀行の操作の範囲でも影響があるわけでありまして、その点を含めてお考えをちょっと承っておきたいと思ひます。

○宇佐美参考人 二年定期の問題で研究をするに申し上げましたのは、ただいまおつしやうたおりの趣旨でございます。全体の金利を無視して、そうして二年定期のいい、悪いは考えられない問題でございます。ことにただいま御指摘のとおり、いま公社債をはじめるいろいろの金利のいびつを直さなければいけない時期であると思ひます。ことに私は毎々申し上げておるのと同じく、日本は金利水準全体を何とかしてもう少し安易な方向に持っていかなければならぬ。その調節機能として上げたり下げたりは当然でございますけれども、そうしますと、多少今度全体を直すときにその二年定期の金利が、まよなう意味において私は検討すべきことだろう、かように考えておるわけでございます。

それからいまの貸付信託の問題についてお話をいたしました例の七・三・七でございますが、それにつきましては、いま非常に伸びておることは事実でございますが、これが今後解約期にだんだん入ってくるわけでございます。はたしてこのままいまの勢いで伸びていくかどうかは、しばらく様子を見ないとわからないと思つて、いまの状態ではこれはみな七・三・七のためだというふうにも一がいに言えないのではないかと。ただ問題はこの五年間という長い期間でございますので、中途解約とかいろいろの問題で五年間という制限が非常にゆがめられるということになりますといけませんので、この点は一般の市中銀行の金利の水準だとか、いろいろ手数料というような形でやっておりますが、あれはぜひ厳守してもらわないと困る、かように考えておる次第でございます。

それからコールの問題につきましても、異常コールがようやく通常のところに戻つてまいりまして、日本銀行といたしましても、金利全体の調整をこの際するに、このコールは何か現在以上へのぼらないようにしていかなければならぬ。お話しのとおり、このコールについては日本銀行の影響は相当でございます。その点から見まして、これは慎重に考えていくと同時に、さらにいまの相互銀行であるとか、信用金庫等のいろいろの金融機関が、コールをいままで収益の場になっていたところを、そういう点もこの際直すということとでいろいろの問題があるわけでございますが、それらの問題を一挙に直すことはできませんが、それにつきましても、やはり公社債市場育成という問題全体を考えまして、各金利をどういうふうに直していくか、一つ一つでなく全体のビジョンをつくるということで、いま盛んに研究いたしておるところでございます。そういふ意味においては、二年定期も決してこれをやるという前提ではなくて、これをやるとしたらどういふ影響があるか、結論としてこれはとてもできない、先生のおつしやうのような結論にもなり得るわけでございますので、しばらく研究させていたしたいと思います。

○堀委員 最後に、いま大蔵省も検討しておると思ひますが、公社債の発行条件の改定問題であります。私はできるだけ一年なり二年なりこのコールの状態が続くことが望ましいと思ひますけれども、日本の企業のパイプラインがあることも事実でありますから、歯どめをかけるがらも、この状態がそういつまでも長いこと続くとも考えられないわけでありましよう。そこでこの問題は少し急いでどうしようになるにしても私は結論を出していただきたいと思ひます。大蔵省に對しても私はきびしく要求いたしておるようでありましよう。どういふ結果になるかはおのれの御検討の結果にまかしまして、私もいま幾ら上げないとかどうとかいうことは申しません。申しませんが、いづれにしてもじんぜん日を送つて結論がなかなか出ないというふうなことは、またチャンスを見逃すおそれもありますし、われわれも何とかこのコールの安定した状態が続くように融資ルールの歯どめを考えながら、あるいは座談会の資金部会についても少しわれわれ真剣に考えて、設備投資についてはもう少しきめこまかい調整をするという考え方でありましよう。しかし片一方の整備を急ぎながら、片一方の肝心の問題が放置されていたのでは問題が進展いたしません。公社債市場の育成が必要だといふかけ声は非常に各界に高いのであります。かけ声ばかりで実は実態がまだはつきりしておらない。もちろんいつから上げるなどということになれば、また走り出しとまつてしまひますから、そういうことは公定歩合操作と同じで秘密を必要とすることでありましよう。しかし研究が全部終り体制が内部的にできるといふことは一日も早いのがよいわけでありまして、それをいつやるかはまた別個の判断になるわけでありましよう。ひとつ早急に日本銀行としても責任を持ってこの条件改定の問題の結論を出すようにお骨折りを願ひたいと思ひますのでありますが、総裁いかがでありますか。

○宇佐美参考人 いまチャンス逃がすなというおことばがございましたが、実は私も全くいまがチャンスだろと思っておるのではありません。したがって、ただ口先ばかりで、ちょうど公債市場の育成の問題を何年か言っておるような態度では、また悔いを残すのじゃないかと思っておる次第でございます。早急に各方面、大蔵省とも相談して立案をいたしまして、ただこの問題は、漏れるとなかなかむずかしい問題でもございますので、そういうことを含みながらやっておるというところを御了承願いたいと思います。

○堀委員 終わります。

○吉田委員長 春日一幸君。

○春日委員 私の時間は、遺憾ながら二十分しかありません。簡単に質問しますから、あなたも簡単に答えてください。

第一番に、現在の金融のあり方、それは大企業と中小企業とに対する貸し出しシエア、これに対する總裁の所見をお述べいただきたいと思ひます。

資料によりますと、現在の貸し出し総残高のうち、特に都市銀行の貸し出しの対比率でありますが、これは総貸し出し九兆五千六百九十七億の中で、大企業向きと目すべきものがその大部分を占めておる。そうして中小企業に対するものは、わずか一兆八千四百九十九億、全体に占める割合は一九％である。八〇対二〇と目すべきものであります。ところが、こういうようなアンバランスな貸し出し対比率を何と見られておるのか。なお地方銀行やその他の金融機関を含めて、全体としてこれを見ましても四割対六割というような率になっておると思ふのでございます。ここに中小企業が占めておる割合は、総雇用、総生産、それから総輸出、それから流通部面等において占めております中小企業のシエアは、圧倒的な多数のものである。そういうのが国産業経済の中で多くの部分を担当しておる中小企業に全体として四割、都市銀行としては二割・八割、こういうような貸し出し率においては、商売は元手次第といわれるんだか

ら、元手が乏しいところの中小企業が窮乏し、十二分にその金融を満喫しておる大企業が大繁栄をする、そういうような形で企業間、産業間に大きな格差、アンバランスが生じてくることは当然の事柄であると思う。なお、私は、日本銀行の金融機関に対する貸し出し残高を調べてみますと、一兆三千二百六十九億の中で、都市銀行に対して日銀は九千四百三十三億貸しておる。しこうして中小企業金融機関には一銭も貸し出してない。こういうような、かたがたもって銀行も大企業偏向、集中、情実融資、日本銀行もそれをバックアップして大企業にのみ全面的に貸し込んでおいて、中小企業金融機関には貸し出してない。これでは大企業が繁栄し、中小企業が窮乏し、関係従業員の賃金の所得の間にも大きな断層を生じている。当然の事柄であると思ひます。国民は法律の前に平等でなければならぬ。したがってこういう不平等な金融政策のあり方については總裁の所見は何でありますか。また、八割まで大企業に集中的に偏向的に、場合によってはこれははたための酷評しても過言ではないほど、現に、吹原産業のごときは、ボーリング場に二十数億の金を貸しておるのですから、つぶれかけておる山陽特殊鋼に対しても四百何億の金を貸しておるのですから、どこにどういうぐあい貸そうと自由自在というような金融無政府状態、これをあなた一体どう考えておられますか。所見をお述べ願ひたい。

○宇佐美参考人 ただいまの御質問であります。銀行といたしましても、中小企業を決して軽視して行っているとは思ひません。ただおっしゃるとおり、パーセンテージは中小企業のほうが非常に少なく、御承知のように何をもちて中小企業というかという点におきまして、いままでも中小企業だつたものが次第に中小企業から大きくなりまして上の段階のほうにいくということがございます。そういう点もございまして、必ずしも中小企業に対して、おっしゃるような都市銀行については八〇対

二〇、そういうことでないと思うのであります。が、しかしいづれにいたしましても、中小企業に對してはもっと関心を持たなくちゃならぬということも当然だろと思つておるのでございます。銀行協会に對しましても、中小企業については、全国銀行に對しまして、確かに量はふえておりますけれども、パーセンテージが伸び悩んでおることは事実でございます。したがって、さらにそれらのことについて一その関心を持つように指導をいたしておるような次第でございます。

○春日委員 簡単に言つてください。中小企業がどれだけ伸びがつかないかというお話なさされましたけれども、はなはだ私は遺憾に思ひます。これは政府統計、日銀統計その他さまざまな統計が明らかにリストとして報告いたしておる。すとお、中小企業というものの定義は法律で定まっております。一千万円という旧法によるか、新法資本金五千万円によるか、五千万円によつた場合のパーセンテージはこれこれ、旧法、資本金一千万円によつた場合はこれこれ、はっきりしておる。そのくらのことをあなたがおわかりにならなくて、どうして政策金融の最高の責任を負うことができませんか。私は適當でないと思ふ。これは五千万円以上だと都市銀行の貸し出しシエアは、中小企業に對するもの二四％、旧法、一千万円の資本金を限るとすれば一九％、いづれにしても八〇対二〇というような形で、大企業に對して偏向的に融資がなされておることとは、これはもはや天下の定説である。こういうものを緩和していくのでなければわが国の産業間、企業間の所得格差の解消はできないのではないかと、こういうようなことはしばしばここで論じられておる事柄であつて、中小企業の怨嗟の声はずつと高まつてきておるのであります。だからあなたが民間金融機関の出身者として、わが国金融の最高の責任を負つたこの段階において、わが国産業経済に奉仕するところの金融がどういふ形でなされておるか、まずその実態を把握して、それがアンバランスで不適当であるならばそれを是正する、こういう方向

に向かつて研究が進められていくのではありません、それが中小企業だかはつきりしないなんて、そんなとぼけたことを言つておられては、われわれは實際今後の日本銀行の運営について不安の念を禁じがたいものがある。あらためて御答弁を願ひたい。

○宇佐美参考人 私が標準をいひかねに思つてゐるなんておっしゃつては非常に心外でございます。標準があればこそ変わっていくということを申し上げたのであります。いままでも五千万円以下のものが今度は一億になります。そうしますとその五千万円のものから中小企業からはずれて、大企業のほうに移るのであります。そのことを申し上げた。私は標準があるということを知つておればこそ、その標準が動いていくということをおし上げたのであります。どうぞ誤解のないようにお願いいたします。

○春日委員 ターザンの道義みないで……。私も政策論議をする場合は、とにかく法律で定められておる中小企業の定義というものを対象にしてゐる。それにポイントを合せてあなたに答弁をする責任がある。われわれが法律の定義に基づいて中小企業を対象としておるのに、それよりちよつと上のものは、たとえば五千万五百万円のものには中小企業ではないとかなんといふようなことによつて問題をぼかさでない、中小企業がはなはだ金融拘束にあへておるのだから、これを改善改革するの要はないか、こういう政策論議を行なつておるのだから、したがつて改善する必要があると思へば、これは改善に向かつて何らかの努力がなされるべきであつて、これは當然これであるといふならそういう信念に基づいてその答弁があつてしかるべきだと思ふ。あらためて御答弁願ひます。

○宇佐美参考人 私が標準を知らないとおっしゃつたから、標準を知つておるということをおし上げたわけでありまして、したがひまして、それだからこそおまえは中小企業に對して非常に無

関心である、こういうふうにおっしゃられては、私は非常に困るのでございます。どうぞそういうことでなく、中小企業というものは非常に大事だという点は、先生と私とそれはど考えは違わないと思います。ただ問題はその中小企業を都市銀行がどういうふうによつていくかというところが問題だろうと思ふのであります。中小企業につきましてもやはり中小企業金融機関という特別の機関もございまして、そういう人にも一そう骨を折つてもらふという点も十分考へていかなければいかぬと思つておる次第でございます。

○春日委員 そういたしますと、ちよつとこれは一言お答えを願ひたいと思ふのであります。都市銀行の貸し出し一兆三千二百六十九億の中で、都市銀行に対するものが九千四百三十三億であつて、中小企業専門金融機関である相銀あるいは全信連というものについては、何らの貸し出しが行なわれてはいない。あなたのほうの金は国家的な資金である。そしてまた銀行の金といへども、当然預金者大衆の預金による金であるから、少なくとも国家的な性格を持つ日銀資金というものは、中小企業も金を貸しておるのであるから、しかも都市銀行の貸し出しシエは、その統計が示しておるがごとくに、八割までも中小企業以外のものに融資がされておるのであるから、したがつて日銀の金は何らかのバイプを通じて中小企業専門金融機関にこれを流すことによつて、中小企業そのものにもこれが供与できるような形にしていく。

かつては信用金庫連合会に日銀の中小企業特別資金ワツというものが設定されて、それによつて中小企業に国の金が流れた前例等もあるわけでございます。御承知のとおりであらうと思ひます。現在の日銀の金が国家的金であるならば、法律の前に平等であるならば、わが国産業経済の中に重きシエを占めておる中小企業に、日銀の金が直接流れていくように、相互銀行並びに信用金庫に対して何らかの資金バイプを設定するの意思はないか、その必要はないと思ふか、この点お答えを願ひます。

○宇佐美参考人 現在おっしゃるとおり、日本銀行の貸し出しは都市銀行が主たるものでございまして、ちよつと内容を申し上げますと、この三月現在で申しまして、日本銀行の貸し出しは一兆三千億余りでございまして、一兆三千二百六十九億でございます。そのうち大体四千億外国為替の關係で出ております。それから日証金に対して二千六百億出ておまして、結果といたしまして一般銀行には六千六百三十九億出ておるのでございます。これが三月末日の残でございます。

さて、日本銀行は都市銀行だけに金を流しておるじやないか。國家の金を都市銀行だけに流すという事は、大企業だけではないか、こういう御質問だるうと思ふのであります。たとえばコール市場などを見ておますと、むしろ相互銀行とか、あるいは信用金庫などのほうが資金に余裕がございまして、むしろ信用金庫なんか御承知のように非常な数でございまして、その中にはいろいろな資金ポジションのものもあると思ひますけれども、全体としてながめますと、都市銀行のほうが資金が不足いたしまして、そういう中小金融機関のほうが余裕がある。これはどうしても私も認めざるを得ないのでございまして。しかし御注意のようによつて、われわれは國家の資金でございまして、そういう点についてどういふふうにしたらいいかという点については、全國の日本銀行の支店を動員いたしまして、目下それを調べさしておるところでございます。

○春日委員 いま中小企業金融機関が資金余裕があると言われておりますけれども、私はこれは日銀總裁として認識不足ではなはだしいと思ふ。これは純粹にそういう資金が潤沢にして余つておるというのではなから、制度の欠陥として、要するに貸し出しすることができないから、貸し出しすることのできない金として、彼ら中小企業金融機関に、これを流動性を確保しながら保有しなければならないからである。それは貸し出し準備金

の率でございまして、預金の八割程度しか貸すことができない。こういうふうには相互銀行、信用金庫の法律によつてきまつておる。普通の銀行は自分が一〇〇の預金があつても一二〇でも一三〇でも貸し出せる。これがオーバーローンですよ。オーバーローンが認められておるからこそ、そういうことになつてきて、そして中小企業金融機関に自分の預金量の八割内外しか貸し出すことができない。だから二割の金は手に持つておらなければならぬのである。だからやむを得ずその金をコールに流しておるから、外面的には余裕金のごとくに見えるんだが、實際には多々あります。必ずや御調査になれば、このことはすぐわかる歴然事項である。そのことはひとつ認識を改めていただきたい。だから本委員会においては、制度の問題としてオーバーローンを解消することのために、とにかく中小企業金融機関の例もあることであるから、預金者の安全確保のためにも、あるいはまた信用秩序の維持のためにも、信用調整のために現在の銀行法を改めなければならぬという政策論議がこに行なわれておるのです。そういうような現象的な問題、これは制度の上から余儀なくしてあらわれてきておるこの流動資金というものですね。それは資金需要がないから余つてきた資金であるかのごとくに認識されておつたらいへんな間違ひですぞ。御検討の上ければ十分正當に御認識を改めてもらひたい。

時間がありまけんから質問を進めますが、次は銀行の融資ルールというものですね。いま申し上げましたように、とにかく國家の金でやり、足らざるところは預金者大衆の金、これがどこへでも貸して差しつかえないという現在の銀行法のあり方、銀行業務のあり方です。これは私は再検討を要するのではないかと。たとえば山特鋼に対してあなは御承知のとおりである。これは三菱銀行、神戸銀行が主力銀行でありましたから御承知のとおり。あるいは吹原産業について、この間三和銀行、三菱銀行、大和銀行の頭取、副頭

取を呼んでみたが、これらの諸君の言つてゐることは何を言つてゐるかわからない。これは冷蔵庫だといつて申請があつた。そうしてまたいつの間にかこれはボーリング場になつておる、こゝ言つておる。少なくとも融資というものは資金使途といふものが明示されておるのであるから資金使途と変わった方向にこれが使われるということが歴然となつたならば、その時点において融資を打ち切るか、出されておるものの回収をはかるか、当然そのような措置があつてしかるべきである。しかるにこれらの銀行はそれらの重役とか、支店長だといふものが、天下何ものも恥ずるところなく、そのボーリング場の開場式にお祝いの使者として、そこに行つて祝辭を述べておる、こゝうばかけた現状である。全くわれわれは本委員会において、こゝ十数年前において、あなたがまだ三菱の常務になられた当時からわれわれはこゝで論じておるのだが、千葉銀行事件というのがあつた。古莊四郎彦氏という男が銀座の坂内ミノブというレイソウのママに十二億圓貸しておつたのです。埼玉銀行事件もやつてみた。ちやらんばらんである。今度吹原産業事件によつて両銀行を調べてみたら、あなたのほうに日本銀行から借りた金が、預金者の金か知らないけれども、とにかくこれが冷蔵庫の建設資金と称して、これがボーリング場に使用されて、しかもそれに対して祝福のためのごあいさつに、銀行から使者が派遣されておる。というのが現在の都市銀行の金融常識である。このやうなことをどのように考へておられるかということですね。あなたのほうは、日本銀行として当然融資を通じて各金融機関との間に契約に基づいて審査権限というものがあつたらう。あるいは民事上の契約に基づいて銀行の検査をやつておるだらうと思ふのだが、實際に一体こゝういふやうな市中金融機関がどこへどういふやうに貸さうと、銀行の重役、支店長、当事者の思ふ存分にどこへでも貸せる、これが偏向融資、集中融資、情実融資、これを跳梁ばつこせしめて、あらゆる不義不正、こゝういふことを何者をもおそれず横行せしめてお

る原因ではないかと思う。この際銀行法を直して偏向融資、集中融資、情実融資を法律によって規制すると同時に、日本銀行というものはその業務契約なり何なりを通じて、そういうようなことをやっているところへは金を出さない。少なくとも国家の金である。そのようなでたため融資をなさしめるべきものではない、こういうように考えるが、所見いかがでありますか。

○宇佐美参考人　ただいま、初めの借り入れ理由と全く違ったところ、違った方法で流用されておったというようなことにつきまして御指摘がございましたが、全く一言もない、けしからぬことだらうと私は思います。ただ御理解を願いたいのですが、これが金融機関の全体であるということとは、どうぞひとつ考えていただきたいと思うのであります。むろん多少でもそういうことがあって、多数の中からいたし方がないということを私は申しているのではないのであります。そういう間違いをしたのはほんとうに何とおおわびしていいか、国民全体に対しておわびしなければならぬ問題だとは思いますが、そうかといって金融機関全体の融資が非常にでたらめであり、けしからぬことだということでは、私は現在まじめに金融機関に働いておる人に非常に気の毒なことではないか、かように思うのであります。それだからといって、いま御指摘のようなものもろることとは、決していいどころではなくて、けしからぬこととでございます。しかしそうかといって、どうぞ全体を御指摘にならぬように、ひとつお考えを願いたいと思います。

○春日委員　わかります。わかりますが、私がいま申し上げたことは、たとえば本委員会において調査してみると、千葉銀行事件においてしかり、埼玉銀行事件においてしかりだ。今日吹原事件に關係をいたしまして、大和銀行を調べてみ、三和銀行を調べてみ、三菱銀行を調べてみると、やっておることはちゃんぽらんじゃないか。いままでやってきたをそれらの連中よりもっと極悪非道なことばかりやっておる。預金もないのに、

大和銀行のごときは三十億円にもなんなんとする銀行小切手を乱発しておる。三菱銀行のごときは全然預金がないのに十億、二十億の指定預金証書を発行して、それが詐欺にかかったということがわかっておつても、全然告発もしない。告発するまでの二週間の間に三菱は何をやつておつたか。こういうようなことをやつておるようでは、これらの事態はことごとく氷山の一角と目すべきもの

である。金貌はいかん。調べてみたものがみんな
そうでしょう。天下の大銀行である三菱、三和、
大和、こういう三つの銀行を調べてみると、かく
のごときあります。いままで調べてみたやつ
がみんなむちゃくちゃだということになれば、全部
がそうじゃないということをおあなたが断言するの
はおかしいじゃないですか。そういうことが
あったことはまことに痛み入る、長く金融業界に
身をささげた者としてまことにぎんきにたえな
い、お互いに相戒めて、今後このようなことのない
ように日銀の立場において十分なる指導を行
なっていくという御答弁があつてしかるべきであ
る。三菱や大和や三和といへば、わが国十一次
銀行の中の象徴的大銀行ですぞ。このような銀行
たちのやつておることが、このような業績です
ね。悪いけれども、吹原のような、事業的な信頼
というものも十分社会的に確立をしていない人に、
三十億というような銀行小切手や指定預金証書を
発行しておいて、これはもう全部じゃないのです
から、そのような酷評は慎んでもらいたいという
ような意味合いのことを事もあらうに日銀総裁た
る者が言われることがありますか。こういうよう
なことは全く痛み入る、今後はみんなが戒めて、
公共的使命をになうところの金融機関は公正な
る、堅実なる運営を心がけねばならぬというよう
な御答弁があつてしかるべきだと思うのです。
これはあなたの自主的な判断だが、十分お取り入
れになるところがあつたら今後お取り入れを願
いたいと思う。

ただ私は最後に一点だけ伺います。私は、日本
銀行が銀行に対して貸し出しを行なうというそ

の立場において、各銀行の業務方法のあり方といふものについては重大なる関心がなければならぬと思う。そこで伺いをいたしますが、現在われわれの国政調査によって明らかにになりましたことは、現に三菱銀行の長原支店においては何十億の預金証書が支店長の単独の意思によって発行されておる。しかも預金なきものをですね、不実の預金証書が発行されておる。預金証書は、銀行の立

場からいふならば、これは一個の債務証書のようなものです。これだけの金をお預かりしておりますという債務的証書であると思う。だから私は伺いたいのですが、実際問題としてこういうような巨額な債務証書を発行する権限を一支店長の恣意にゆだねていいとあなたはお考えになりますか。たとえば大和銀行京橋支店長のごときは、三十億円の銀行小切手——これも支払いの義務を生ずる債務証書である。債権債務の關係において、大和銀行は支払いの要求があつたら支払わなければならぬ。こういう巨額の資金を、頭取、副頭取の諸君が述べておつたところによると、本店は知らなんだと言つておる。ほんとうは知つておるのかどうかわかりませんが、事実これらの答弁が偽りでないとするならば、一支店長の恣意によつてこういう大いなる銀行では債務証書というものの発行がなされるのですね。このことは、預金者の安全を確保することのためにも適当でないとお思ひになりますか。したがって、もしそれ、頭取、副頭取の諸君が述べられたこと、すなわち、本店の幹部は全然関知しなかつたということが事実であるとするならば、またそのような形で銀行の運営がなされておるものであるとするならば、今後あなたのほうは、日銀として、大きな金を貸し与うる債権者である立場に立つて、債権保全のために、少なくとも一銀行支店長の発行するそのような預金証書あるいは銀行小切手の額はある一定の限界にとどむべきものであるとお考えにはなりませんか。この点について日銀総裁としての御所見をお伺ひしたい。

○宇佐美参考人　ただいまの御質問にお答えする前に、私がたいへん不謹慎であるというようなお話がございましたが、私がいま大部分の行員は間違ひもなく日々働いておるんだということを申し上げたのは、決して弁解ではないのでございます。ただ、いま御指摘になったような事件は、もう論外の、問題にならない、けしからぬことでございませう。その点は全く残念なことに思う次第でございます。その点は決して、みんながまじめにやっておるから、これくらいはしかたがないだらうなんという、とんでもない、大それた考えで申し上げているのではないということを御了承願ひたいと思います。おそらく銀行全体としてどの銀行も今度の事件について深く反省をしているだろうと思うのでございます。

○春日委員　私も銀行の行員諸君がこゝとくそのような不正不義の中に身をゆだねておるなどとは思いません。そんなことだったらいへんなことですわ。わが国の金融機関が総檢舉されたら日本の産業も社会経済も成り立ってまいりませんよ。そんなばかなことをわれわれ国会議員が質問すると思ひますか。いろいろな銀行を調べてみると、そのような事態が発覚しておることはおそるべき事柄である。そのようなことは絶無を期さなければならぬのである。したがって、日本銀行はいろいろな貸し出し契約とか取引契約による審査権限を行使して、今後そういうようなことをなくすることのためにしかるべき善処があつてよろしからんということをお願いするのですよ。すべての金融機関がそんなことをやっておると私が言ひましたか。

それから、今度の問題なんかでも、われわれの理解できないことは、少なくとも三菱銀行のごとき大銀行が、不実の預金である吹原君にだまされたものであるということが本店に知らされたのは三月中旬でございませう。それから三月二十日に森脇君が本店へ行ってこれを払い戻してくれと言つておる。それから告発されたのが四月三日でございますね。私は、銀行というような公的使

命をにあっておりまするものは、極言すれば官庁と同じようなものである。そういうようなものがそんな被害にあつておつたらうして即日告発をしないのか。三月半ばに本店に稟申をされておる。長原支店長は、思いあまつて本店に持つていったというのが、伝えられるところによりますと三月二十日である。森脇君が開き直つてあれを払い戻してくれと言つたのが三月二十日で、告発されたのは四月幾日である。このような歴然事項、しかも重大事犯と称すべきものが、被害者の銀行——三菱銀行は天下の公金を預かるところの公的使命をになつてゐるものである。それがそのような被害の当事者になつたときは、即日告発されてしかるべきだと思ふが、そういうことがなされていない。こういうようなあり方については、これは当然大蔵行政の中において嚴重戒告があつてしかるべきだと思ふけれども、日本銀行としても、やはり査権限を行使して、そういうような被害にあつたような場合には直ちに告発をせらるべきものである、こういうぐあいに指導されていくのが適當であると思ひますが、その点についてどうお考えになりますか。

○宇佐美参考人　ただいまの御発言について、ほんとうにごもつともだと思ひます。どういふ事情がありましたのか存じませんが、しかし、非常に意外な事件でありましたので、いろいろ調査にひまどつたのではないかと想像するわけでありますが、これは私が弁解すべきことではございませんので、そういうふうにご考へておる次第であります。

それから、今後こういう事件が起きないようにいろいろまことにありがたい御指示をいただいたわけであります。これをどういふふうにいたしますか十分研究をいたしますことをお約束いたします。

○春日委員　終わります。

○吉田委員長　これにて日本銀行總裁に対する質疑は終了いたしました。

宇佐美總裁には、御多用中のところ長時間にわ

たり御出席をいただきありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

次会は、明後十四日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

昭和四十年五月十七日印刷

昭和四十年五月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局